

## 平成 28 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 3 月 11 日日本町役場議場に招集された。

### 1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

### 2 欠席議員は次のとおりである。

### 3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	下野 慶計 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	西坂 孝良 君
農 委 局 長	(岡田半二郎 君)	財政管財課長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口大二郎 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	(欠 席) 君
会 計 課 長	峯 広美 君		

### 4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

### 5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発議第 1 号	東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 6 号	東彼杵町景観条例の制定について
日程第 3	議案第 7 号	職員の降給に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 8 号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 9 号	東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 10 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 11 号	一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 12 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 13 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 14 号	東彼杵町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 11 議案第 15 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について  
(①東彼杵町税条例の一部改正)  
(②東彼杵町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の  
一部改正)  
(③東彼杵町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)  
(④東彼杵町道路工事費分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正)  
(⑤東彼杵町手数料徴収条例の一部改正)  
(⑥東彼杵町情報公開条例の一部改正)  
(⑦東彼杵町個人情報保護条例の一部改正)  
(⑧東彼杵町特定個人情報保護条例の一部改正)
- 日程第 12 議案第 16 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 17 号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 18 号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に  
関する基準条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 19 号 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の  
ための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 20 号 東彼杵町みどりの基金設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例
- 日程第 17 議案第 21 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画に  
ついて(一ツ石辺地)
- 日程第 18 議案第 22 号 東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者が過半数を占めない  
場合における認定農業者に準ずる者とする事について
- 日程第 19 議案第 23 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第 24 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)
- 日程第 21 議案第 25 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 22 議案第 26 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 23 議案第 27 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 24 施政方針説明(町長)
- 日程第 25 議案第 28 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 26 議案第 29 号 平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議案第 33 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 34 号 平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 33 議案第 36 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

日程第 34 陳情第 3 号の 1 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を  
求める陳情書

6 散会

## 開 会（午前 9 時 28 分）

### ○議長（後城一雄君）

おはようございます。

会議を始めます前にお知らせします。

教育長が大野原小中学校の卒業式出席のため午前中欠席したいという申し出があります。

許可をいたしましたのでお知らせします。また、税務課長が確定申告中のため欠席したいという申し出があります。許可をいたしましたのでお知らせします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第 1 発議第 1 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

### ○議長（後城一雄君）

日程第 1、発議第 1 号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。発議第 1 号は局長に朗読させます。

（局長朗読）

### ○議長（後城一雄君）

本案について提出者の説明を求めます。9 番議員、大石俊郎君。

### ○9 番（大石俊郎君）

それでは、提出の理由を申し上げます。町の財政状況をみると、町税額はほとんど人件費総額に近く、交付税と県支出金、国庫支出金等の依存財源が主であります。今後予想される総合会館や町営住宅、町道、橋梁、水道管等の維持補修費に莫大な金額が必要となります。平成 28 年 2 月 26 日に県が公表しました国勢調査速報値によると、本町の人口は 5 年前の調査数より約 600 人減の 8,301 人となりました。今回の改正は後 3 年後の選挙から適用されることを考慮すると、今以上の人口減少が見込まれ、町の行財政を考えると、更に効率的な運営を図る必要性があり、議会自ら身を切る覚悟を示すべきと考えます。委員会等の議会運営については、一人一人の努力により克服できると思い、現行の条例定数を改正するためである。以上であります。

### ○議長（後城一雄君）

これより提出者に対する質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

7 番議員、浪瀬真吾君。

### ○7 番（浪瀬真吾君）

この件につきましては前年度の 9 月議会で、議会としてもずっと討議をしながら、苦渋の決断をいたしまして 12 名から 11 名にするという現在に至っている訳です。大石議員は、定数条例を 10 名ということで出されておりましたけれども、議会としては委員会の構成とか、そういったものを考えてしたわけでありまして、議員になられてからまだ 1 年に足らない状況の中で、実際自分が委員会とか構成に入ってみて、私も個人的に話した時には納得されたような感じもあった訳ですが、これを出されたということに対して大変驚いている状況であります。

そういった中でこの予想される会館や町営住宅、町道、橋梁、水道管の維持管理に莫大な費用を要するとありますが、どれ位を計算した上で想定をされて申しておられるのかですね。維持管理と対してはご存知でしょうけども、基準財政需要額という中で地方交付税で措置されるようになっている訳ですよ。人口が減っても17年の合併の時でも9,500人くらいいた訳ですけども、その時は交付税を減らされますよと言われてながらも、地方交付税も19億円くらいあって、今20億円以上、人口が減っても措置をされていますが、その点についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、浪瀬議員のご質問に対して答弁をいたします。議員として1年も経っていない、こういう提案を出したことに驚いているということでありましたけど。確かに私が議員になる前、議員署名町民の有志の方で、町民の同意を得て、議員削減運動をしまして議会に提出しました。提出しまして議会で諮っていただいたんですけども、残念ながら否決の運びとなっております。しかしながら、町民の意思は、私は圧倒的に12名を11名に減らすことではなく、10名に減らすべきだという意見が多くございました。それで住民投票条例ということで、また、住民活動を行いましたけども、残念ながら投票率70%という足枷がありました。このことは事実上不可能と思ひ、議会は住民投票条例を否決いたしました。まず、そのことを申し上げたいと思ひます。そして昨年5月に、新たに新しい議員が11名選ばれました。そこには前回議会に入っていなかった4名の議員の方がおられます。議会構成が変わった訳でございます。そういったことを踏まえ、ここでもう一度提案をし、議会の意思はどこにあるのか、やはり確認する必要があるのではないかと私はこのように判断しているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

住民の皆様は定数を減らすことによって、何か経費が浮くと考えておられるようですが、先ほども言いましたが、足りない分に対しては交付税措置で財政上は措置をされるようになっているんですよ。住民の皆様方はそこまで詳しくは知られないと思うんですよ。ただ単に、議員の定数を削減することによって金が浮いてくると。何も知らない中で聞こえの良い方に住民感情というのは走ってくるものだろうと思うんですよ。

これだけ人口減少が逆に進んでくる場合には、もっと議会にあらゆる職種の人がいて、議論をしながら町の活性化のために頑張っていこうというのが私の本筋だと思ひています。先ほども言いましたが、委員会の構成も1つの委員会じゃなくて2つくらいに分けて、より深く掘り下げて研究しながらやっていくのが筋だろうと思ひますけれども、そういった委員会の構成とか今までやってきてみて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

まず交付税についてお答えします。人口が減少しているにも関わらず、地方交付税があまり減っ

ていないという浪瀬議員のご質問でしたが、しかし、原則これは国の政策によって人口、これは全国的に交付税を減らさないようにしようという政策的配慮で人口が減っても減っていない。私はこういうふうに理解しています。基本的には、人口が減ったら交付税は減る。こういうのは基本原則でございます。この前、総合会館で県から来ていただきました講師に質問しました。人口が減少したら基本的に減る。この基本原則は変わらない。ただ、国の政策によって、その時々ので厳しい地方財政を考えみたときに、これではいけないなということで配慮してる、こういうことでございます。

次に委員会についてお答えします。確かに私も約1年弱、産業文教常任委員会に所属してやってまいりました。確かに、今浪瀬議員が言われるように議員が多い方が良く思っております。しかしながら、そこに創意と工夫を凝らして運営して行く努力、例えば本会議主義でやるとか、あるいは今回純粋なる新人議員は3名おりますけれども、その3名の新人議員が両委員会に所属してやる。これは私の個人的考えですが、私は総務委員会に参加していけば勉強にもなります。

確かに、両委員会に所属しますと日程の調整が難しくなるという不具合がありますけれども、僕は調整することは可能ではないかなと思ってる訳でございます。例えば、議員には定例議会、臨時議会、連合審査、総務厚生委員会、産建文教委員会、広報委員会という活動があります。25年度の実績であります、一番最小の出席した議員の日数は30日、多い人は35日でありました。これを実定数に変えても僅かに増えるだけです。これが40日をちょっと越えたとしても十分にやっつけられる、と私はそのように思っている訳でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

まず、この文面ですけども、この文面は以前どこかで聞いたような読んだような気がしますけど、この文章は、ご自身でお作りになられたんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

この文章は前回の議事録を読ませていただきました。これを参考にして、この文章は良いなあ、素晴らしい文章だなあ、この文章はなかなかいいところを衝いているなど、いいところは踏襲しようということで活用させていただきました。以上であります。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

先ほど浪瀬議員がお尋ねになった総合会館や町道、橋梁等々の維持修理費についてのお答えは多分あっていないと思います。前のやつが良かったからと言われますけども、今年度の予算を見ますと、維持費経費等はかなり減額されています。あるいは総合会館の改修維持費等も皆減っておりますよね。そうしますと前の文章が良かったからというのと現状とはかなり違いますよね。そこら辺はどのように。先ほど浪瀬議員がお尋ねになった部分、どこの橋、どれくらいなのかそこら辺もちょっとお尋ねいただければと思いますが。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

橋村議員の質問に答えます。まず予想される町営住宅、町道、橋梁、水道管等の維持補修費が前より下がってきているというご質問でありましたけれども、確かに減っている部分もあります。しかし、本質的にトータルで考えたときに、やはり莫大な金額を要するという本質は変わっていない訳でございます。一部分みたら減っている。減っているけれど、この時と今でもその莫大な金額は後で担当の課長に聞いて下さい。総合して集計はしておりませんが、相当な金額であることは労を待ちません。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

つまりこの文面はアバウトであるということでもありますね。それでいいです。それともう一つ最後に、更に効率的な運営を図る必要があり、議会自ら身を切る覚悟を示すべきと考えておりますと書いてあります。議員は従前に議員報酬は下げるべきではないという発言をされていますね。それは間違いありません。そうしますと、身を削るという意味は当然議員定数も入るでしょう。そして議員報酬を下げるのも身を削る一つでしょう。そうしますと、この身を削るという意味ですよ。例えば議会制民主主義の原則から考えますと、より多くの人たちの意見を汲み上げるというのが基本的な民主主義のあり方ですよ。

そうしますと、これは私の個人的な考えでございますけども、欧米諸国の某の国々が、地方議員がボランティアでやっている国が結構多いんですよ。そうしますと、その原則でいきますと、これは私の個人的な考えで申し訳ございませんけども、私は議員というのはよくよく多くの皆さんを汲み上げるためにたくさんおった方が良い。むしろそれよりいろんな人が入って来れるように報酬を下げて、これが身を削る。身を削るという意味は二つ受け止め方があると思いますけども、これはあなた一人の考え方であって、それと違う考え方もあるんですよということなんです。ですから、そこら辺に議員の一方的な思い考えが強く感じられます。ですから、議員が身を削るという意味はそれは分かりますけども、それと違う考え方がある。だから、報酬は下げるべきでないと言いながら定数は減らせという、ここら辺は矛盾があると思うんですけど、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

橋村議員のただいまの質問にお答えいたします。議員に関わる経費。議員定数を下げてやる方法、それから議員報酬を下げてやる方法、この二つの方法があることは私も承知しております。それでは、私は何故報酬を下げることに反対をしているかと言いますと、やはりまず報酬を下げると議員としての魅力、これが低下することは間違いありません。あまりにも下げますと、若い人や有能な人を議会に送り込むことがなかなか困難になってまいります。

私は、むしろ報酬を下げるよりも議員定数を減らして報酬を逆に上げる。こういうのが大多

数の町民のお考え方ということで、私は議員定数運動の最中にそれを肌で感じてまいりました。すなわち議員報酬を下げますと、もう議会に立候補される人は私みたいな年金生活者、あるいは事業をやっている方、あるいは農業の方、こういったところに限定されてきていると思います。そうでない方も僅かにおられると思いますけども、非常に困難になってくるだろうと私は思っているわけでございます。したがって、報酬を下げることなく議員定数を減らしてやるのが正しい方向だと思います。もちろん議員定数には際限なく減らしていいとは私は思っておりません。どこかで歯止めがあることは間違いありません。

しかし、11名を10名に減らしたからといって民意を汲み取る力、あるいは委員会をやっていく力、能力、これが根本的に致命傷を及ぼすかとかこういうことにはならないと私は考えているわけでございます。我々議会が、議員が一所懸命汗を流し、努力して知恵を出す。こういうことによってカバーできるこのように考えております。以上であります。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

先ほど、議員は新しい議員が4名入ったのでその意思を確認する必要もあるというふうなご発言でございましたけども、ぶっちゃけお尋ねします。議員はもしこれが議案として、発議として上程され、結果は想定されましたか。つまり、可決されるであろうか否決されるであろうかというご自身の中での想定ですよ。それは想定されましたか。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

気持ちの中では考えていました。しかし、ここで口に出すことでは無いと考えております。以上であります。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

前回の議会の折にはこの議席を有してませんでしたので、直接的にはその採決には加わっておりません。それで大石議員の提出の理由を見たときに、今後予想される総合会館や町営住宅、町道、橋梁、水道管等の維持補修費に莫大な金額が必要になりますという表現で、今質疑の中でお聞きしていると集計していないというご発言がありましたですね。それで担当課長に聞きなさいと。担当課長に、恐らくこれを出す前に担当課長に聞いて集計して、これは莫大になるということで、あなたの考えのこの趣旨、基本になった、この発議を出した最も基本的なところはここでしょう。莫大な金額を集計もしていないような、なぜ聞かなかったんですか。なぜ集計しなかった。その金額を把握してその対応策としてこういう発議を出したんでしょう、その点をよろしく。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、前田議員のご指摘、ごもつともだと思います。私も予算書、決算書を見ました。すごく予算

額が上がっているなどそういうアバウトな考えでいることは前田議員のご指摘のとおりです。小さい末端の数字まで端数まで計算はしておりません。これは私の、もう少し前田議員がご指摘されるように集計した方がよかったのかもしれませんが、しかし予算書を見た数字だけです、すごい金額が上がっているわけでございます。それをことさら調べた方が望ましいけれども、そこまですなくても、もう感覚的に分かっているわけでございます。更に調べたかったら担当課長に聞いてくださいとこういうことでございます。それがここの発議のときにどういう問題点になるのかなのということは私はあたらなと思っています。以上です。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

それでは提出者に聞きますけれども、アバウトな数字、将来的に 5 年後 10 年後、これがどの位の額になるかというアバウトな数字は掴んでおられるんですか。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

前田議員の質問に答えます。どういう推移に移行しているかデータがございませんので、掌握はしておりません。以上であります。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

他に無いようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。降壇願います。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

○議長（後城一雄君）

始めに、本案に反対者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私は反対の立場で討論いたします。まず、今ここに先ほどから出ておりますように、人口減少してきている中でやはり町の活性化というものを考えた場合には、あらゆる職種の議員がいてそれぞれの町民の方の意見を吸い上げながら、まず議会あるいは町の発展のために尽くすべきだと考えております。というのも、委員会の構成、前回も審議の時にも大分申し上げましたけれども、議長が大

体委員会を外れますので、これで現在の 11 名となれば 5 人と 5 人の委員会ということで委員会も充実したのになって、委員長が 1 人、あと 4 人で採決の時はするわけです。同数の場合は委員長もどちらかにされるとそういったこともあります。

また、財源が乏しいという中で地方交付税の仕組みといたしましては、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び法人税の減額されている地方交付税は地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域にも住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようなそういった財源確保を保障するためのものであって、地方の固有財源であるというふうなことを地方交付税の仕組みになっているようでございます。そういった中で、その根拠といたしまして基準財政需要額というものがございます。

先ほど人口ばかり言われましたけれども、個別算定経費の中でも、土木費の中でも橋梁とかそういった道路の延長とか面積とかそういったものを算定基準にしてありますし、教育費の中でも学校の数とかそういったものも、厚生費の中でも生活保護費とか社会福祉費とか保健衛生費とか高齢者医療費、そういったものもありますし、産業部門でも農業の行政とか商工、林野そういったものもありますし、総務費の中でも戸籍住民台帳費とか地域の振興費とか、あるいはまた地域経済雇用対策とか、それと地域の元気創造事業費とか、それと人口減少特別対策費。そういったもの算定基準として、全体としてそういったものを補うだけの財源を国が補償をしてくれているわけですね。そういったものでやっぱり一所懸命になって、東彼杵町の活性化のためには先ほどから言いますようにある程度の議員がいてやって行くべきだと私は考えております。それと昨年度しましたように 12 名のを 10 名ということでありましたけれども、議員の報酬も 10%カットし議員も 1 名定員を削減して実質 2 名分の経費削減ということになっておりますので、そういった観点から私は現行のままで良いと思いますので反対でございます。

#### ○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

2 番議員、吉永秀俊君。

#### ○2 番（吉永秀俊君）

この定数につきましては、もう 2 年ほど前からさんざん賛成反対の立場でいろんな意見が出ております。しかし、議員定数の基本はやはり人口なんですよね、人口。人口を私は基本と思います。この提出された新人の議員さん方、確かにですね、3 年後を見据えてこういった意見を出されているわけですよ。現状で言いますと 8,300 人。3 年後の次の選挙の時はもう 8,000 人切るわけですよ、この統計でいきますと。そういった 8,000 人を切る状況の中で今の 11 人を 10 人。これは当然こういうのがやはり町民の皆さんもこういった意見じゃないでしょうかね、8,000 人を切る状況になるわけですから。

それともうひとつ。先ほどからちょっと財政の話をしておりますけども、東彼杵町は非常に面積が広くてですね、町道も 224km 以上あります。今からそういった維持補修をしなくちゃならないんですよ、維持補修を。そういったのはこれほとんどの部分が、一部の例外を除いて自主財源で今からしなくちゃいけません。例えば 224km ぐらい町道があるんですけど、その維持補修も今からほとんどの場合自主財源なんですよね。例えば、文化ホールの修理補修をしましたけど、3 年間で 5000 万円以上のお金がかかったんですけど、それ予算書見てください。ほとんどが、大半が自

主財源でしているんですよ、自主財源で。たまたま、現在3年間水道事業が事業を変えなければということで、今特別に3年間6億円近い上水道管の布設替えをしていますけど、たまたまこういう国の補助金が出るということでやってるんですけども、ほとんどの場合、維持補修費というのは自主財源でなくてはならない。それが今から東彼杵町は非常に面積が広いから、そういうことに財政負担もかかってくるわけですよ。厳しくなるわけですよ、そういったものがひとつ。

それともう一つ言いますと、前回の時でしたか11人にするとというとき、私はそれはおかしいんじゃないかと。例えば定数が21人とか23人とか25人のような大きな定数の時にはそういうこともあり得るけども、例えば本町のように11人とか9人とかそういった小さな定数の奇数の場合は、奇数の場合はですね、賛成、反対が同一になった場合は、例えば東彼杵町の場合は11-1は10ですから10人の議員で討論をするわけですから賛成反対同じ数になる場合が出てくるからそういったのもあまり好ましくないですよと、私はその時に、だから11人はちょっとダメですよと10人にしましょうと言ったんですよ。今回私はそういうことがちょっと懸念されるわけですよ。今から度々こういう議員が奇数の場合は議長裁決という、あまり議決の方法としては好ましくないケースが増えてくるから、この11人の小さな奇数の定数のところはあまり良くないということを私は予言をしました。忠告をしておりました。そういうことが今回現れなければいいなというふうな思いでございます。以上で賛成討論を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

次に、本案に反対者の発言を許します。

4番議員、前田修一君。

#### ○4番（前田修一君）

提出者に質問をいたしまして、この文章の集計維持費、この膨大な金額これを掴んでない。5年後10年後も掴んでませんと。このようなお考えでこの発議を提出なされたならば、もう少し真剣に先のことを考えて議員定数ということをもう少し。まだ新人です。私も新人です、出戻りですけどね。この金額を掴んでなくて計画が立てられるわけがない。そのようなことを考え、この発議には反対いたします。

#### ○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。

3番議員、岡田伊一郎君。

#### ○3番（岡田伊一郎君）

私は発議に賛成であります。先ほどから地方交付税の方も出ておりますけれども、減額されなかったというのは、今まで頑張る応援プログラムとか定数を削減されたりして、その上乘せがあって減らされなかっただけなんです。やはり人口が基本でありまして、今回のこの予算概要書にもちゃんと書いてあるんですよ。新設された重点課題対応分を留保財源と見込み、普通交付税を前年比プラスマイナスゼロで計上したと。見通しが不透明なんです、交付税というのはですね。

それともう一つ。道路維持費を計算されてないと言いますが、私一般質問でしましたように、今回の予算も道路橋梁費に、維持費に1560万円、それから小中学校に619万円、庁舎が52万7000円とかですね、それからその他が1881万円と一年間ぐらいでは数千万掛かるんです。計算されてないって計算すれば分かるんですよ、1年間にこれだけ維持費が掛かるんですから。

私が一般質問しましたように、今後児童体育館とか教育センター分室とか維持補修をしていかなければならない。道路も質問をしましたけれども、維持補修費には補助が出ないんです。吉永議員がおっしゃったように単独費で持って行かなければならない。これが、大石議員がおっしゃるのは数十年もう先、今回は3年先を見込まれてますけども、それで計算をしてないとおっしゃるけど、今分かっているじゃないですか。単年度で維持補修費が掛かるというのは予算を見ればですね。だから、それをかけて数年後の補修費が掛かると。だから私は委員会もそうです。わざわざ2委員会を作らなくても1委員会できると何度も言ったけど通りません。本会議主義もいいですけども、委員会も作っても。北海道でそういう委員会を作っているのが行政視察に来られたんですよ。行政委員会という一つの委員会で。なぜなら、先ほどおっしゃったようにどこの管轄にすれば1回出るのを2回議員として出れるんです。出務日数が町民さんの方がおっしゃるのも何十日しか出てない。しかし、他の行事に出てるじゃないかと議員さんもおっしゃいますけど、区長さんも民生委員さんも同じ行事と一緒に参加されてるんです。議員だけじゃありません。これは自分が手を挙げて議員になるって自分が立候補したんですから、それは当然であります。というのは人口が減れば、今もアダムズ方式とか何とか国会でも出てますけど、憲法でもやはり人口を基準にされてると思うんです。

小さな町は小さな町で議会はやって行くべきと思います。意見が集約できないって、集約できなくても今現に渡邊町長はやっておられると思うんですよ、区長さんとかの要望、全地域、議員がいない地域が今どれだけありますか、もうほとんど無いですよ、上地区なんかほとんど議員さんはいらっしゃいません。でもそれでも行政は平等に公平にしくちやいけないんです。それをしなければそれを監視する役目が議員の役目ですから。私はですね、もう1名、10名でもやって行けると思います。あまりにもひどく少なくなればそれは弊害が出ます。町長の力が強くなるとかというのをございますけれども、今のうちの町の器に応じた財政力、それから人口としますと住民の方の要求もございますので10名でやっていけると思います。以上であります。

#### ○議長（後城一雄君）

次に、反対者の発言を許します。

5番議員、橋村孝彦君。

#### ○5番（橋村孝彦君）

この問題につきましては、これまで十分議論してきたわけですよね。その結果、然るべき決定がされているわけですよね。私、先ほど大石議員にこれが可決されるか否決されるか想定はしましたかとお尋ねしましたら、それは口に出せませんとおっしゃいましたけども、私はこの発議を見たところに、これは私の感じじゃ、これはかなり厳しいんじゃないのかなというふうな感じを受けました。つまり今の議会情勢、今現場にいる全ての議員の情勢等々を見れば、かなりこれは厳しいのではなかろうかなという感じを受けました。

これは先ほど口に出されなかったけれども、それは発議者あるいは賛同者とも、私は考えが及ぶ範囲ではなかったらうかと思えます。ですから、これは仮にこのことが通用するのであれば、自分の考えが今会期中に通用しなかったとすれば、次の議会に議員発議として何が何でも自分の考えを押し通す。そういった概念が定着しかねないと私は思います。これが1年おきに、議会議決がぐらぐらぐらぐら変わるようであれば、議会議決の重みそのものがなくなってしまいます。やっぱり、この議会議決というのは、そうそう簡単にぐらぐら1年ぐらいで変わるものであってはならないと

思います。ですから、このことは確かに法的には制度的には議員発議というのは可能でしょうけども、議会というのは前も言いましたけども、法的規範のある団体として司法の場でも議会議決には介入しないというのが一般的な判断です。これを1年単位でくらくらくら変わるようであったら、これは法的規範のある団体としては認められるのかという思いがあります。ですから、私は議会の原理原則、一度可決したものを1年単位でまた再びやり直すというのは如何なものかと思いません。ですから、私は議会としての原理原則そういったものを尊重したい。ですから、これに関しては反対といたします。

**○議長（後城一雄君）**

次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番議員、立山裕次君。

**○6番（立山裕次君）**

私はこの討論にはじめて参加させていただいております賛成者であります。まず11名で選挙をされたのは昨年の5月の選挙でございます。その前の議会の中で決められたことと思っております。今回は3年後にあるであろう選挙ですね、その時の話をしております。私はやっぱり議会改革というのは必要だと考えております。その中で、議会改革の中でやはり議員の改革、議員の資質の向上というものも入っていると思っております。

3年後に選挙があった場合、人口が減るのはまず間違いないと思っております。その時に一人が今例えば700人、800人の方からお話を聞いてるとします。人口が減ってそのままの議員の定数でいけば、それがもっと減ることになります。ということは、議員としては良くないことだと私は考えております。幅広く聞くということは先ほども話があつてますけど、それとちょっと意味が違うかなと。一人の議員の資質を上げていくためにはちょっと違うかなと思っております。それと若い議員が少ないというご意見を多々聞いております。

その理由は、先ほど提案者からもありましたけど、報酬が少ないということは間違いないと思っております。議員の報酬の総枠を変えないで報酬を上げるとした場合は、定数を減らすしか方法は無いと思います。議員の報酬を単純に上げましよう上げましようと言っても住民の方は納得されないと思っております。そういう考え方で、私は議員定数10人で頑張つてやっつけたいと思っておりますので賛成いたします。

**○議長（後城一雄君）**

次に、反対者の発言を許します。

10番議員、堀進一郎君。

**○10番（堀進一郎君）**

私の理念は、とにかくこの削減については非常に今まで議論をし、話し合つて前回11人ということに決定しておりました。いろいろ今お話が出ておりますように、私は単純に人口規模で決定するものではないと、議員定数はそういう理念にあります。であるならば、本町独自の地域の現状、町の財政状況、民意の反映、議会機能の充実強化等を考慮して、考えて議論をしながら決定していくべきものだと私は思っております。そういう中で、民意の反映が減少するとか議会組織が衰退するような議会運営があつてはならない。やはり町民を代表するこの議会、そして議員、そういう行政機関の中でそういう機関組織を衰退することを私は望まない。これからも私はそういうことも含

めて、前回は最小限の 11 人議員の体制として採決されたものと私は思っております。よって私はこの東彼杵町の議員の定数として、私は最小限の 11 人の議員定数であるということ信じ、よって今回の議案に対しては、反対意見を述べ反対するものでございます。以上。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の討論を許します。

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

まず私は、本件の案につきましては賛成の立場で討論をさせていただきます。諸々賛否両論討論を聞いておりましたが、基本的にはやはり人口が基準とする形の中での議員構成が何名が適当かということになりますと、現在 11 名ということになりますが、どうしても議会運営に対しましては先ほど偶数奇数の問題も取り上げられましたが、これはこういう少数定数の場合はどうしても奇数の場合は弊害がでてきます。最終的に、今回恐らく今の討論をみてみますと議長裁決になる恐れがありますよ、これ。こういうのがですね、弊害と言うんですよ。それで討論の中に議会が衰退するというような反対討論がありましたが、1 名減ったところで議会が衰退したらこれは恥ずかしい話ですよ。そういう認識を持つてること自体がおかしい。1 名減ったところで議会は衰退しません。むしろ我々賛成議員が言いました若い議員がこの席を埋めていけば、もっと新しい斬新な考え方の中でこの議会を刷新し改革すべきところは改革する。そういった形の中で議会運営がなされるものと私は期待しております。

指摘されました総合会館、町営住宅、町道、橋梁、水道管、何れにしましてもこれは 1 年毎に老朽化をしていきます。したがって、この莫大な金額というのは予想されます。皆さん、これは数字を弾けと言ったって議員のポジションで弾くのはこれ不可能です。執行部だって、10 年後 20 年後いくらになるかと数字を我々に教えてくださいと言ったってわからないでしょう。予想はできますけど積算はできませんよ。いくつありますかこの橋が、古い橋が東彼杵町に。長寿命化ということで橋梁に対してはいろんな策をとってるでしょう。かなりの数の橋がありますよ。しかも古い橋が。ですから、こういった形の中でこの 1 名を削減し、そして議会改革をし、議員定数を 11 名から 10 名にするという発議がなされたものと思っております。私はこういったことに是非反対された議員も最終的な決裁には賛同していただくよう期待し討論を終わります。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の討論を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしでよろしいですか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第 1 号を採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

結構です。ただいまの起立者の数が 5 名です。したがって、可否同数ということになりますので、地方自治法第 116 号第 1 項により議長が裁決をいたします。

本案については議長は否決と裁決いたします。したがって、発議第1号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、否決されました。

## 日程第2 議案第6号 東彼杵町景観条例の制定について

### ○議長（後城一雄君）

日程第2、議案第6号、東彼杵町景観条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第6号、東彼杵町景観条例の制定につきまして提案の理由を申し上げます。東彼杵町における良好な景観の形成を推進するため、景観法に基づき景観条例を制定するものでございます。詳細につきましてはまちづくり課長より説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。まちづくり課長。

### ○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

### ○まちづくり課長（松山昭君）

町長に代わり東彼杵町景観条例の制定について説明をいたします。東彼杵町は平成23年に長崎県との協議を経て景観法に基づく景観行政団体になっております。これまで建築士会ならびに町民等の代表者の方々など景観計画の策定委員会を開催いたしまして計画案を策定し、昨年12月から今年の1月までパブリックコメント町民の意見を聞く、又は区長会で説明をするとそういったことで広く案について意見を求めておりました、それを経て景観計画案を策定。それに伴う町の良好な景観の形成を推進するため景観法に基づいた条例制定を定めるものでございます。

議案の条例の方をめぐっていただいて1ページをお開きいただきたいと思います。まず第1条、趣旨といたしまして、景観法に基づく東彼杵町全域を対象とする景観計画区域内における行為の制限等について必要な事項を定めるものでございます。

第2条については定義でございまして、この条例における各用語の意義を表したものでございます。第3号の景観計画区域は町が定めとなっておりますが、町全体を区域としております。4号の重点景観形成地区につきましては、特に重点的に進める地区を指しておりますが、順次検討していくということで現段階では定めておりません。

第3条については、景観計画の策定を定めることについて規定をいたしております。

第4条、景観計画の変更手続きにつきましては、第14条に規定する東彼杵町景観審議会の意見を聞かなければならないとしております。審議会については第14条で触れます。

第5条、景観計画への適合ということで、景観法の16条等の行為をしようとする者、行為者は、当該行為を景観計画に適合するよう努めるものとする。つまりこの条文につきましては後で説明いたしますが、条例で定めた一定規模以上の大規模な建築物や工作物、開発行為などを東彼杵町景観条例に定めた景観計画に適合するように努めると、そういったことを書いてるところでございます。

ページを開けていただいて第6条については届出等ということでございますが、法に定める建築物や工作物、開発行為の他に届けなければならない行為を条例で定めるということございまして、

土地の開墾等を条例で定めておるところでございます。

第7条、事前協議。届にあたってはスムーズな届出審議ということでございまして、事前協議制度を定めておるところでございます。

第8条、適用除外行為ということでございまして、一定規模以上という大規模というふうに定義を先ほど説明をいたしました、一定規模というのが未満の届出の適用から除くものとして定めております。第1号に定めておる部分については4ページ、一番裏のページになりますが、一定規模未満というのを、例えば建築物につきましては高さ10m以下かつ3階以下かつ建築面積500㎡以下のものということで、逆にこれ以上であれば届出が必要ということでございます。役場の建築面積が700㎡ほどございますが、2階であっても大規模ということで届出が必要とこういったこととなります。また、2については修繕は半分、変更等は面積が外観の半分以下のもの、また、工作物については高さ15m以下かつ建築面積1,000㎡以下のものが届出不要というようなことの届出の規模を定めております。その他、開発行為等については3,000㎡未満のもの。こうした一定規模以下のものが届出不要というようなことでございます。

2ページ目の条文に戻っていただきまして、第9条の特定届出対象行為と申しますのは景観法の16条に定めるという届出を要する行為ということで、先ほどの建築物、工作物、開発行為等のことを指してございまして、勧告等の手続きができるということでございます。

第10条に勧告等の手続きということで、景観審議会の意見を聞かなければならないというふうな定めをしております。

あと第11条には完了届の規定。3ページにつきましては、12条、13条で景観重要建造物の指定又は景観重要樹木の指定及び解除等について定めております。今後定めることができるということで、審議会並びに町民の意見等も反映しながら指定をしていくということで、現在では指定等は今後ということでございませぬ。

第14条、15条、16条につきましては、景観審議会の設置、事務、組織等について定めたものでございます。

委任については町長が別に定めるということで、附則といたしまして、この条例は平成28年7月1日から施行ということで、今後周知期間等を3か月ほど置いているところでございます。

以上、条例の他に参考資料といたしまして、お手元には景観法等の抜粋並びに景観計画案を策定したものの計画書を付けている他、景観計画、景観条例のあらましパンフレットということで付けております。この3つの内パンフレットの方で補足説明をいたしますが、東彼杵町景観計画、景観条例のあらましと書いたものでございます。この景観計画とはということで、私たちの住んでいる近くにまわりの景色と全く調和していない大きな建物が建ってしまったら、私たちのふるさとの景観は台無しになってしまいます。景観計画とは、このようなまちの景観に影響が大きい建築物や開発行為などに対して、まわりの景観と調和するようなルールを設け、そのルールに沿った建築物や開発行為を誘導することにより私たちのまわりの景観を守っていくことを目的に定める計画でございます。景観計画の対象となる区域は町全域でございます。

ページを開けていただきまして1、2ページにつきましては、町内の幹線道路沿道ゾーン、斜面ゾーン、山あいゾーンということでそれぞれの特徴を表しております。それぞれ景観形成方針を定めておりますが、先ほどいう届出の規制等については、このゾーンにとって変わるものでなく共通

となっております。

3 ページ目に行為の制限を説明をしております。先ほど 8 条で届出が必要ないものということで説明いたしました。届出が必要な行為の種類と規模ということで、それぞれ届出を要する規模を逆に高さ 10m を超えるもの、又は 4 階以上のものというような表現をして説明をいたしております。中段には図をしております。工作物というのは高さ 15m でございますけども、鉄塔等が考えられるということでございます。

それと 4 ページ目に景観形成基準。どのような景観形成の配慮が求められるかということで図で表したものでございます。配置及び規模ということで、眺望を著しく阻害することのないような配置及び規模又は良好な景観を、まわりと調和した意匠とするような配慮、集落内で周辺の町並みとの協調性を考慮した意匠とするよう配慮するなど、図案について説明をしたものでございます。また、色彩についても周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮するというところでございまして、5 ページ目の方に実際の色彩の基調となる色彩を原則としてマンセル値により次のとおりとするということで R、YR、Y 系は彩度 6.0 以下と定めております。原則としてというものについては、それぞれ景観の調和というものについては様々な形がございますので、もし景観審議会等で認められれば、これについての彩度も変わっていくこともあるということで原則となしております。その他駐車場、外構、設備等について景観との配慮した、調和に配慮するといったことについての図面等での説明をいたしておるところでございます。

以下 7 ページ目については届出の流れということでございまして、先ほど事前協議制をとっているということでございまして、行為着手の 60 日前、又は設計等の変更が可能な日のいずれか早い日に事前協議の届出を出され、景観形成基準適合審査に不適合となった場合には東彼杵町景観審議会との意見聴取等の下に勧告、変更命令等というようなことで、景観に沿った開発行為を誘導するというふうなことでございます。

なお、県内の状況については、特に東彼杵町がやっけるわけでもございませずに、県内では 18 市町が条例のこういった規制の制限をかけているということでございます。このパンフレットについては全世帯に配布しながら周知をしていきたいと考えております。以上説明を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、2 番議員、吉永秀俊君。

#### ○2 番（吉永秀俊君）

付託議案でございますので、町長に 1 点だけお尋ねしたいと思います。この議案の一番最後のページに資料第 8 条という表がございますね。その中の 3 つ目に、適用除外となる規模で高さ 15m 以下だったら何も申請しなくて良いということですよ、これを見ますと。ところが航空法というのがございまして、特に空港とか基地があるところには特に適用範囲が厳しくされているところがあるんですよ。それで東彼杵町内もそういうことで、空港とか自衛隊基地が近いですから航空法の適用地域があるんじゃないかと思うんですけど、もし地域があればですよ、例えば町では 15m までいいと思っけていても、その上位法の航空法で 15m はだめですよと言われる場合が出てくる場合があるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺は調査をされているんでしょうか。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そこまで調査いたしておりません。上空で 15m ぐらいで航空には影響は、東彼杵町は無いと思っています。これは東彼杵町で計画が挙がってきますと、長崎県とか関係機関に合議をします。その中でいろんな付帯条件が入ってきますので、東彼杵町だけで許可できるものと、そういう例えばこの資料の 3 ページに書いてありますけど届出の必要がない行為と書いてありますけど、この中で自然公園とか文化財保護条例とか東彼杵町に関係無いところまでがチェックされますので、そこからそういう支障があれば指摘があって、付帯条件が附されて許可するかどうかは判断するかと思います。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

できれば東彼杵町内における航空法の適用地区とかそういうのを事前に調べておいた方がいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、航空法とは若干違います。景観ですので、見た目ですので、構造物じゃないので全く関係ないだろうと思っています。

○議長（後城一雄君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 6 号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

### 日程第 3 議案第 7 号 職員の降給に関する条例の制定について

○議長（後城一雄君）

日程第 3、議案第 7 号、職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 7 号、職員の降給に関する条例の制定についてでございます。提案の理由といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき本案を提出するものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしく願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

### ○総務課長（森隆志君）

町長に代わり説明をいたします。今回議案第7号ですけれども、職員の降給に関する条例の制定、新規条例の制定です。これは地方公務員法の改正によりまず制定でございます。地方公務員法では4月1日から人事評価を義務付けられました。それに基づいて職員が評価をされます。それで昇給する者もおります、あるいは逆に降給される者もおります。その中で地方公務員法では、15条の2におきまして降任という定義を行いました。

降任とは任務を下ろすということですね。職員が現在の職に任命されている職よりも下位の職制上の段階に落とされる場合、そういうものを降任として地方公務員法では改正を行い、定義をしました。任務を下ろすということですね。しかしそれについては、降格という意味を私どもは持っております。

降格というのは同じ給料表の中で1級から7級までありますけれども、その級を下ろさなければなりません。6級の者であったら5級に下がるとか5級だったら4級に下がるとか、それについては降給という判断をします。給料を下ろすということで判断します。そうした場合、降給をする場合は独自に各町で条例を作っておかなければならないということが地方公務員法の27条の2あるいは28条の3で規程をされていますので、これを作らないと簡単に職務あるいは給料を下げることはできませんよということです。その前提となるのが職員の意に反しての評価を行いますので、自分が悪いことをしたら下がるのは自分も覚悟をしておりますけれども、何もしてないのに評価によって下げられる、そういう行為は自分の意に反する降給と判断されますので、簡単には条例がないと下げられませんよということでございます。

まず条例の中身ですけれども、第1条、先ほど言いました地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項に基づいて自分の意に反する降給に関し必要な事項を規定をします。

それと定義でございます。第2条、降給の種類には降格と降号があります。降格については、職務の級を下位の職務の級に下ろすということです。2級のものが1級に下ろされたりということがあります。それと降号というのは、同じ級の中であって4号俸下げられるとか、同じ1級でも128号までありますけれども、同じ級の中で号を下げられるというような下げ方もありますので降格、級を下げる、あるいは降号、号を下げると二つの定義が降給、給料を下ろすということになります。

それと第3条では降格の事由です。これについては、当該職員を降格する場合は任命権者、町長が次の(1)項にありますようにア、イ、ウの該当する者についてはできるということにしております。まずアですけれども、今回の人事評価で発生するであろうと思われず職員的能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位、A、B、C、D、Eとありますけれども、最下位の段階であった場合は職員の意にかかわらず自動的に下げなければならないということになっておりますので、そのことによって実績が良くないと認められる場合は降給あるいは降号ができるということでもあります。それとかたかなイです。これについては心の病あるいは体の病、それぞれの病によって医師の判断によって業務の遂行が困難であるという場合は、降給あるいは降号が発生するということでございます。それとウです。職務上の級には適格性を欠くと認める場合あるいは係長の者が係長ではふさわしくない、あるいは課長の者が課長としてはふさわしくないという発生も懸念されますけれども、そういう事態があった場合でもできるということでございます。

それと降号の事由ということで第4条、これについても先ほどの降格の場合と同じく人事評価によりまして最下位の段階、A、B、C、D、Eの最下位の段階である場合は勤務実態によらず下げることとはできるということですので、この降号の事由についてもおおよそ降格の事由と変わらないような内容で下げることができるということでございます。

それと第5条については、そういった行為を行った場合は本人に通知をしなければならないということであります。

それと第6条、病院の診断を受けなさいと職員があった場合、命ぜられた場合はこれに従わなければならないということを義務付けております。

以上が地公法27条、28条に基づく降給する場合は、給料を下げる場合は条例を作らないと下げられませんよという新規の条例でございます。以上よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第7号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時47分）

再開（午前10時59分）

- 日程第4 議案第8号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第9号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第10号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第11号 一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第4、議案第8号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第9号、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第10号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第11号、一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上5件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

## ○町長（渡邊悟君）

議案第 8 号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、特別職報酬等審議会の答申を受け特別職の給料月額を改定するため並びに一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町においても期末手当の支給月数において国に準じ改定する本案を提出するものでございます。

次に、議案第 9 号、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町議会議員においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 10 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、平成 27 年人事院勧告に基づき一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町においても、これに準じ給与改定を行うため並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に基づき所要の改正を行う等のため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 11 号、一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、本町の特殊勤務手当について人事院規則との整合性を図る必要があるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 12 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、特別職報酬等審議会の答申を受けた改定並びに労働安全衛生法第 13 条に基づく産業医の選任等に係り、標記条例について所要の改正を行う必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

## ○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

## ○総務課長（森隆志君）

町長に代わりまして補足説明をいたします。まず議案第 8 号をお願いいたします。特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由に書いてありますように、先般 2 月 29 日に行いました特別職報酬等審議会の答申を受けた改正も盛り込んでおります。ページをめくっていただきまして本文の条例で説明いたします。

まず第 1 条と第 2 条に分けておりますけども、第 1 条、これにつきましては期末手当。国の方で、国の国家公務員の方で 3.1 を 3.15、0.05 月、12 月分をですね、改定を行うということになっておりまして、当町も国家公務員の特別職に習った形で期末手当の月数の変更を行ってございましたので、今回特別職についても三役についてもですね、0.05 月を附則に書いております公布の日から施行し平成 27 年 12 月 1 日に遡って遡及をするということで改定を行っております。

それと第 2 条、まず始めに第 2 条については町長、副町長、教育長の給与を特別職報酬審議会の答申を受けまして減額を行います。まず町長については 74 万円を 69 万円、5 万円の減、6.8%減です。それと副町長 61 万 1000 円を 57 万円、4 万 1000 円の減、6.7%の減。それと教育長 57 万 7000

円を 54 万円、3 万 7000 円の減で 6.4%の減。昨日の一般質問の折にも説明しましたように今回 11 年ぶりの改定になります。東彼 3 町の均衡を考えた場合、当町の 3 役の給与が高い位置にあるということがありまして、人口的に考えた場合にもそれに見合った減額をすべきじゃないかということがあります。それと類似団体。全国的な東彼杵町に類似する団体。120 いくらか団体がありますけども、それに見合うような額に持っていきべきじゃないかという答申をいただきましたのでこの額を提案させていただきます。

それと第 3 条の第 2 項、先ほどの期末手当を行いましたけども、それぞれ 6 月分、12 月分を。6 月分を 1.5 月、それと 12 月分を 1.675 月に、6 月分と 12 月分を平準化したような改正を行っております。給与の改定、期末手当の改定については 4 月 1 日から施行するというところであります。以上が第 8 号の提案でございます。

次に第 9 号をお願いいたします。これにつきましては、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。本文を開けていただきますと、これも先ほどの特別職と同じく第 1 条と第 2 条で構成しております。議員さんの期末手当、これについては特別職と同じく 0.05 月、附則に書いてありますように平成 27 年 12 月に遡って支給をするということでございます。

それと第 2 条、これについては 0.05 月上がりますけども、それを 6 月分は 1.5 月、12 月分が 1.65 月に平準化するということでございまして、第 2 条については 28 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。以上、議会議員の期末手当の改正でございます。

次、議案第 10 号をお願いいたします。議案第 10 号は職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。毎年提案をさせていただいております人事院勧告による改正でございます。今回の人事院勧告は本来なら 12 月の議会で提案すべきところですけども、国あるいは県の方の諸事情がありまして 3 月にずれ込んだ提案となりました。今回については民間企業との格差 0.36%公務員が低いということでございまして、等級表の水準を上げる改定でございます。それとボーナスについては勤勉手当を 0.1 月上げるということでございます。それが 2 本立てで一般職の給与改定を行います。

まず概念から言いますと 1 級の初任給が 2,500 円上げます。これが大幅な一番高いところでございますけども、平均各人の給与は 1,100 円平均上がるということでございまして、平均改定率は 0.4%増ということでございます。それとボーナス。先ほど言いましたけど 4.1 月を 4.2 月、0.1 月勤勉手当で調整するというところでございます。それと職務等級分類表というのがありますけども、それを今回人事評価等によりまして規則で今まで行っておりましたけども、それを条例の方で組み替えると表現を仕直すということでございます。

議案第 10 号については新旧対照表をお願いしたいと思います。新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。まずこれにつきましては、附則でお願いしておりますけれども遡ってする分でございます。遡ってじゃない。すみません。後で附則で説明しますけども、まず 1 ページの本条でありますけども、これについては地方公務員法の条ずれがありまして、今まで第 24 条の第 6 項にあったんですけども、職員の給与、休日、休暇については条例で定めなさい。これが条ずれが生じまして第 24 条第 5 項に改正するというところであります。それと第 5 条、これは別表 1 に掲げるとおりということで給料表を改正しております。それと別表第 2 には職員の職務級の分類を定義づけをしております。後で説明をいたします。それと第 20 条の 3、これについては行政不服審査法関連がありますけども、この条例の条項、国の方で変わっておりますのでその分を改正をしております。それ

と1ページの勤勉手当、これについては第21条、人事評価によって、これまでは勤務成績によってという表現でしたけども、地方公務員法改正により人事評価によって勤勉手当であるいは上げたり下げたり昇給、降格を行うということを書いております。

それと新旧対照表2ページをお願いいたします。

ちょっとずれてますね、失礼しました。先ほど言いましたのは8ページです、8ページ。製本間違いです、すみませんでした。前にもってくるべきであったのを後ろに付けてます。

今言ったことをやり直しますけども、目的、第1条、条ずれによりまして第24条第6項を第24条第5項に改めます。それと給料表第5条につきましては別表第1を改めると、給料表全部を改めると。それと第5条2におきましては、別表第2、職務別等級分類表というのがありますけども、それを新たに条例化したということでございます。

それと第20条の3、これについては行政不服審査法が関連の条項の表現のずれがありましたので条例上の改正を行っております。それと勤勉手当、これについてはこれまでは単なる基準日ということでありましたけども、今回は人事評価による評価をした上での成績を反映しなさいということを書いております。それと次のページ、9ページをお願いいたします。数字が2、2項というのがありますけども、これについては先ほどの勤勉手当、これについては100分の75、100分の85としておりますけども、それぞれ100分の80ということになります。

それと附則ということになりますけども、これについては6級職員以上の55歳以上職員、55歳以上の課長職あるいは6級職以上の職員については1.2%勤勉手当を減じなければなりません。その規定を書いております。

戻りまして2ページをお願いいたします。これについては給料表、先ほど言いましたけど、1級から7級までありますけども1級の欄が平均して2,500円程度上がっております。1級から7級平均して約1,100円程度上がっております、全体でパーセントでいけば0.4%の増ということでございます。

それと最後の10ページをお願いしたいと思っておりますけども、別表第2につきましては、先ほど規則でこれまでうたっておりました各級の職務の内容、これについてを条例化しなさいということでございましたので、1級は主事補、2級は主事、3級は主査、係長、4級は経験を要する係長とか参事補、5級が参事、6級が課長、7級については高度な経験等を必要とする課長等の職務ということで、それぞれの級の職務のあり方、格付けの仕方、階級を、今回条例として整備をしたというところでございます。以上が職員の給与等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして議案11号をお願いいたします。議案第11号、一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては本文を見てもらったら分かると思っておりますけど、本文じゃない新旧対照表をお願いいたします。これまで当町には犬猫処理手当1回につき600円というのがあったわけですけども、国の手当にないということでもかなり前なら国の手当に無いものは削るべきだと指導があつておりました、今回犬猫処理手当を削るということでございます。現在犬猫処理はどうやってるかといいますと、民間委託をしております。清掃関係を主とする業者さんに委託をしております、実際のところ職員が現場に行つて処理をするということが以前はあったんですけども今はなくなつておりました、それもあつて今回職員に対する手当を無くすということであります。

次に議案第 12 号をお願いいたします。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。これについては年額あるいは日額であります非常勤の特別職についての報酬等を規定したものでございます。本文を見てもらいたいと思いますけど、別表中というのがありますけども、選挙管理委員会、これについては委員長を 6,500 円から 5,700 円、委員を 6,200 円から 5,400 円に下げるということで特別職報酬等審議会の答申を受けまして今回減じたものでございます。東彼 3 町間の足並みを揃える、あるいは他市町の均衡を揃えるということで選挙管理委員会の日額報酬を下げるということでございます。

次にみどりの基金運用審議会委員、それと森林整備推進協議会委員。みどりの基金は今回、この後出しますけど、基金条例がありますけどもこれの廃止を行う予定にしております。これに関わる委員さんだったんですけども、この審議会自体を無くすということでありまして廃止したいということ。それと森林整備については以前から設置が機能しておりませんでしたので、この協議会自体がないということで廃止をお願いしたいということでございます。

それと一番最後に産業医。予算計上額としておりますけども、これについては新たな委員さんとして 4 月 1 日から東彼杵町役場の方の産業医として任命をします。ちなみに予算計上額でございますけども 16 万 5000 円でございます。年額 16 万 5000 円でございます。それと農地利用最適化推進委員。これについては新しい農業委員会も変わりまして農業委員さんの下で仕事をさせていただく推進委員さん、新たな委員ですけども日額 5,400 円。それと先ほど条例の制定をお願いをしましたけども景観審議会というものを作ります。その委員さん、これに対する日額報酬 5,400 円を新たに 3 件を加えました。これについては 28 年 4 月 1 日から施行するということでございます。以上 5 件よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 19 分）

再 開（午前 11 時 21 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

議案番号 10 番なんですけども 1 級から 7 級まで先ほど説明がありましたが、現在何名ずつぐらいおられるのかお尋ねいたします。それともし例えば係長から課長になった場合、3 級から 6 級とありますが、スライドする時のこの給料表に載ってるところをそのまま横にスライドしていくのか、少し下がった状態となるのかその辺をお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1 点目の各号給の配置は総務課長の方から答えますけども、係長から課長に昇給した時はその給与の直近上位、わかりますかね。これは5級の1号からずっと17号までありますけど、4号俸ごとが一つの昇給枠になります。1年間です。この1号から4号ぐらいがどこに給料が入ってるかわかりませんが入ったとします。例えば29万2900円ぐらいの4号給をもらったとしますと、これの直近上位ですからこれに近い所となれば、次の例えば30万1800円とありますね8号のところに、8号わかりますか。その30万円に匹敵するようなところに替わっていくわけです。その横の方の6級の方に行きます。したがって6級の1号俸に上がっていくことになります。スライドしていきます。下げることはしませんので、そのベースアップが同じぐらいをスライドしていくということです。総務課長から。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

級別の職員が何人位いるかということでもありますけども、総数83名。4月1日現在で一般職83名おります。1級に14名、2級に7名、3級が24名、4級が21名、5級が6名、6級11名。14、7、24、21、6、11計83名が一般職で7級はおりません。それと技能労務職がおります。全員4名ですけども、1級が2名、2級が2名、計4名。総数87名が現在在籍している職員でございます。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

他に。

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

議案第10号で町長にお尋ねしますが、今度再任用の職員の該当者が4月からおられるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

該当者が2名いらっしゃったんですけども、2名とも希望しないということで退職になるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

他に。

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

議案の8号及び10号に関して質疑を行います。まず職員の方は7号給はいない。6級の何号給が最高でおられるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

現在、最高峰の職員、最高峰といいますか一番貰ってるといいますか、そういう職員は6級の68、40万4700円。6級の68です。40万4700円。ですから40万円ちょっとが課長の一番もらっている人です。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それでこの議案第8号の今回審議会にかけられて三役の給与が改定をされました。一般質問の中で、この審議会の答申というのを町長は真摯に受け止めるというような答弁をされたかと思います。そこで現在課長が、かなり町長よりも高給取りというような状況になっております。町長は在任中の給与を2分の1カットということとされておりますが、その真摯に受け止めるということになりますと今後どのような行動を起こされるのかなとちょっと素直に思うんですが、もしアクションを起こされるのであればというような気がするんですね。どのような方向になるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ご意見いただきました40万4700円が高給取りとおっしゃいましたけど、高給取りじゃございません。これは生活給ですのでそれはふさわしくないと思います。それと私が真摯に受け止めるというのは真摯に受け止めるだけであってアクションは起こしません。これは条例、議決、皆さんに議決していただきましたので、そのとおり粛々とやるだけでございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

この質疑をなぜしたかという、先ほどの一般質問の中で副町長を何とか探されてるということなんですが、その副町長を探すにしても町長が2分の1カットしているところに国の方をお願いをして、もし来られたとして町長が半分のところに自分は平気かどうか、そのままの給料で報酬をそのままもらえる状態にあるのかなというような状況なんですね。それがひょっとしたらひょっとしたらですよ、ネックになってるのじゃないのかなと、副町長が探されない理由として。ですからこの辺のところを、もし真剣に副町長を探されるのであればそういったところから手をかけて行って、そして自分の右腕左腕となるような人をそこに置くという政策を執られた方が良いのではないかなと私はそういう見解を持っています。したがって、議決においては町長を2分の1という議会の議決がされたわけではございますが、どうしても副町長を探すとするとそういったところ、ひょっとしたらひょっとしたらですよ、ネックになってるんじゃないのかなと。ですからそういった行動が必要ではないかなと思いますが、町長の見解を再度伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

副町長の選任でネックになってるということでございますけども、副町長の選任はですね、国家公務員でこっちに来る訳です。給料は国家公務員の給料を持ったまま出向してくるわけですから全くそういうことはございません。そしてまた、今私は選任のお願いをしなければならないわけですが、そういう気持ちはございません。この現給の 57 万円の答申額でお願いしたいと考えております。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 14 号 東彼杵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 15 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(①東彼杵町税条例の一部改正)

(②東彼杵町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部改正)

(③東彼杵町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

(④東彼杵町道路工事費分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正)

(⑤東彼杵町手数料徴収条例の一部改正)

(⑥東彼杵町情報公開条例の一部改正)

(⑦東彼杵町個人情報保護条例の一部改正)

(⑧東彼杵町特定個人情報保護条例の一部改正)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 9、議案第 13 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 14 号、東彼杵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 15 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (①東彼杵町税条例の一部改正) (②東彼杵町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部改正) (③東彼杵町固定資産評価審査委員会条例の一部改正) (④東彼杵町道路工事費分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正) (⑤東彼杵町手数料徴収条例の一部改正) (⑥東彼杵町情報公

開条例の一部改正) (⑦東彼杵町個人情報保護条例の一部改正) (⑧東彼杵町特定個人情報保護条例の一部改正) 以上 3 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○議長 (後城一雄君)

町長。

○町長 (渡邊悟君)

議案第 13 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に基づき所要の改正を行う必要があるため本案を提出するものでございます。

次に議案第 14 号、東彼杵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に基づき所要の改正を行う必要があるため本案を提出いたします。

次に議案第 15 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。提案の理由が、行政不服審査法の全部改正による新しい行政不服審査法が本年 4 月 1 日に施行されることに伴いまして関連する条例について所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長 (後城一雄君)

町長に代わり総務課長。

○総務課長 (森隆志君)

町長に代わりまして説明をいたします。この 3 件とも国の法律が改正に伴ったものでの条例改正であります。まず議案第 13 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては上位法の地方公務員法の改正がありました。先ほど給与の方でもあったかと思えますけど、条ずれが生じたと言いました。第 24 条第 6 項にありました給与とか勤務時間とか休暇に関するものを条例に定めなさいという地公法の規定がありますが、これが第 5 項に移っただけの改正でございます。以上が第 13 号であります。

それと議案第 14 号をお願いいたします。これについては、これも国の方で改正がっております。地方公務員法の改正でありまして、人事行政の運営等については町民に公表する等の義務がありますけれども、今回 4 月 1 日に行います人事評価あるいは退職管理等が追加をされまして、これまでの勤務評価がなくなるということもあります。それぞれの変わったところは新旧対照表でお願いしたいと思います。

まず新旧対照表、報告事項第 3 条を変えておりますけども、これまでの (6) にあったんですけども勤務成績の評定、これについては人事評価の関係で削りまして (2) 上の方の職員の人事評価の状況という表現に変えます。それと退職管理の状況、これについても新たに追加しなさいということでもありますので、これを追加をしたということでありまして、あとは各号のずれを調整しております。休業の状況、これについても新しくしております。

それと不服申し立ての関係があります。これについては次の不服申し立ての表現を審査請求という表現に変えたということでございます。

次に行政不服審査法の第 15 号をお願いいたします。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということしております。これは条例の制定についてという表現をしておりますけれども、今回行政不服審査法の改定によります東彼杵町に存在する条例をどの位変えなければならないかということを確認をしまして、8 件の条例改正をお願いするものでございます。

これまでいろいろな行政の執行の段階で不服があった場合には異議申し立てを直接行っておりますけれども、今回審査会を設けて行政不服審査法に基づく審査会を設けて、それと審理員という職務を設置して審議を行うということにしております。4 月 1 日からなります。そういう審理機関の設置も先般議決いただきましたけれども、町村会の中にもあります総合事務組合、その中で共同設置をするということを確認をされましたけれども、そこに設置された第三者機関がこれまでの審査があった場合は第三者機関でチェックをしていこうということでもあります。

それと現在不服申し立てができる期間、これは審査請求に変わりますけれども、60 日だったんですけどこれが約 3 か月、90 日。3 か月に延長するというようにしております。それと不服申し立ての手続きについては審査請求に一元化ということで、表現を変えるということもしております。それと不服申し立ての見直しということでもありますけれども、それぞれの条例にあります表現を変えております。

まず第 1 条、税条例の一部改正。これについては新旧対照表で 1 ページから 12 ページまであるかと思っておりますけれども。まず税条例の方は 1 ページにあります。これについては不服申し立てという表現を審査請求という表現に変えました。

それと 2 ページ、町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例であります。これについては 60 日あるいは異議申し立てという表現がありますけれども、これを 3 か月あるいは審査請求という表現に変えます。

それと 3 ページ、固定資産評価審査委員会条例でございます。これについても、審査の申出に係る処分の内容ということで追加を行います。それと第 4 条 3 項におきましては行政不服審査法の条項の規定が変わっておりますので、その条項の数字等を変えております。それと 3 ページの一番下には審査申出人は代表者、管理人、若しくはその資格を失った時は書面でその旨を委員会に届け出なければならないという表現を追加をしております。

それと 4 ページ、これについては第 6 条の 4 項、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならないという表現を追加をしております。

それと 5 ページをお願いいたします。これについては道路工事費分担金の賦課徴収に関する条例。これについても、まず 30 日を 3 か月に変更しました。それと異議申し立てについても審査請求という表現に変えております。

6 ページをお願いいたします。新旧対照表 6 ページ。これについては今回の不服申立てあるいは審査請求、これに関する手数料条例の規定を行わないといけません。行政不服審査法に基づき行う提出書類等の写し等の交付については、白黒のものについては 30 円、カラーのものについては 70 円ということで手数料の規定を行ったところでございます。

それと 8 ページをお願いいたします。8 ページ、情報公開条例。これについても国の方で改正を行った関係でそれぞれの表現を変更したと、改定を行ったということでございます。

8 ページ、情報公開条例、9 ページ、個人情報保護条例、それと 11 ページ、特定個人情報保護条

例、マイナンバー等に関する条例ですけれども、それぞれ行政不服審査法あるいは審査会の設置に基づく規定の条文の改正を行うということでございます。以上よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

議案第 14 号に関連して町長にお尋ねをいたしますが、今ですよ長期にわたって職員の方が休んでおられる方っていらっしゃるんでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在 3 月末で 1 年経過、今度 2 年目に入るような 4 月から 2 年ですね、心身の故障ということで 1 名だけです。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

議案第 14 号及び 15 号に関しまして質疑を行います。まず 14 号のところで説明の中で不服申し立てのどうたらこうたらというような説明がありましたが、何を言ってるのかよく分かりませんでしたので再度説明をお願いいたします。

それともう一つ 15 号に関しましては 30 日を 3 か月というような改正をされておりますが、3 か月というのは非常に曖昧な期間、日にちの日程じゃないのかな、例えば 90 日とかそうすべきじゃないのかなと見解を私は持っておりますが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長から説明をさせます。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明いたします。まず議案第 14 号の人事行政の運営等の状況の公表の関係ですけれども、職員の人事評価の状況の中で不服申し立てを審査請求とあります。先ほどから人事評価をして昇給あるいは降格とあったんですけど、その評価に対して職員自らがこれはおかしいと不服申し立てができます。これはおかしいんじゃないですかとできますけど、今回は不服申し立てという表現がなくなりましてこれについても審査請求という漢字で処分審査請求機関、今回議案第 15 号で設置をします審議会です計りなさいということになりましたので、この関係で行政不服審査法が適用になるものですから、現在の不服申し立てではおかしいんじゃないですかという表現は審査請求という表現に変えざるを得ないということでございます。

それと 14 号は条例に書いてありますように勤務成績の評定を削り、職員の退職管理とか人事評価の状況を公表しなければならないということを規定したものでございまして、先ほどの人事評価の不服申し立てと同じく審査請求に表現を変えるということも行ったということでありまして、国の指導によるものの改正であります。

それと行政不服審査法の第 15 号についても、今まで 60 日とあったんですけども三月に延長と、三月に変わるということで国の改正がありましたので、国の表現に則った三月という表現を条例も使ったということでございます。本来なら 90 日という表現が適切かと思っておりますけども、あくまでも三月という表現を国の方が通しておりますのでそれに従ったということでございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

14 号の質問が資料を持って説明すればよく分かるんですけど、議案第 14 号の対照表がありますね、対照表、一枚ものがありますね。左が旧、右が新となっております。その中で人事評価をするわけでございますけども、町長に報告する事項、現在は左側に書いています（1）から（8）まであるわけですけど、その中の（6）の職員の研修、これはそのままですけども、勤務成績の評定、これを削除して右の方の（2）で新しく人事評価の状況を報告しなければならないということで追加になります。それとその下の方に（5）新の方、職員の休業の状況も新たに報告しなければならない。そして（8）がこれも新たに職員の退職管理の状況を報告しなければならないと、そういうことが改正になったということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

質疑はありませんか。

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

国の指導で、この 15 号ですが、国が 3 か月というような文言を使ってるから三月という表現をしてるんだということなんですが、その基準日から三月ということになるんですね。ですから 2 月なんか短いそういった形の適用になっていくんですかね、三月ということになると。基準日からの三月ということなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

はい、その通りでございます。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 13 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 14 号、東彼杵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 15 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（①東彼杵町税条例の一部改正）（②東彼杵町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部改正）（③東彼杵町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）（④東彼杵町道路工事費分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正）（⑤東彼杵町手数料徴収条例の一部改正）

（⑥東彼杵町情報公開条例の一部改正）（⑦東彼杵町個人情報保護条例の一部改正）（⑧東彼杵町特定個人情報保護条例の一部改正）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 53 分）

再開（午後 1 時 14 分）

日程第 12 議案第 16 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 12、議案第 16 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 16 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、人口減少対策の重点施策として引き続き本町への移住、定住促進を図る必要があり、本条例の有効期限を延長するため本案を提出するものでございます。持ち家の定住促進に対しましての助成制度を 2 年間延長するものでございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

2 年間延長されるということはやはりこれまでに何件かの実績があったと思いますが、その実績のお知らせをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

平成 22 年に条例を定めて以降、実質 23 年から 27 年までの 5 年間で制度を受けた件数的には 52 件。最終改正をしたのが昨年 9 月議会で額等の改正をいたしました。その後といたしますか 27 年中は 6 件でございまして、改定後の適用を受けたのは 1 件、中古物件等の持ち家奨励金に適用があったということでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 16 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 16 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 16 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 17 号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 13、議案第 17 号、東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 17 号、東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしましては、乳幼児等医療費助成については平成 28 年 4 月 1 日以降の診療分に係る医療費から対象を小学生まで拡大することに伴い所要の改正を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては町民課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

それでは代わりましてご説明いたします。

本条例は、心身障害者、乳幼児、母子家庭等に対し医療費の一部を支給し福祉増進を図る目的で設置をされております。今まで就業前の乳幼児に対して医療費助成を実施してきましたが、少子化の進展に伴って対象範囲の拡大に対する要望が多数聞かれるようになってまいりました。

今回、医療費の助成の対象を乳幼児から小学生まで拡大し、子育て環境の改善を目的として改正するものであります。他市町では中学校までという所もありますが、厳しい財政事情の中、今回分については県の助成対象ではなく、町の単独財源となることから小学校までということで改正をいたしました。

最初に本日配布しました町民課資料、乳幼児子ども福祉医療制度の新旧比較表というのをご覧いただきたいと思います。これが現行と書いたところが現在実施しております制度でございます。乳幼児ということで就業前のお子さんにです。ね入院、通院に対して助成を行っております。助成の内容につきましては、医療機関に支払った月の合計が自己負担分を超えた場合にその差額を支給ということで、自己負担額が一つの医療機関に月に 1 回だけ通院を、入院もですけれども、通院をした場合 800 円を超えた分、その分を助成をいたしております。それからその下に一つの医療機関に月 2 回以上通院した場合、自己負担額が 1,600 円を超えた分を助成をいたしております。医療機関を変

えられたら、また、それぞれ1回ということになります。それから薬局につきましては全額を助成をいたしているというのが今の制度でございます。それを今回変更後ということで、乳幼児それから小学生を子どもということで定義いたしまして小学生まで拡大するというのが今回の改正の内容でございます。現行では小学校のお子さんまでを対象に800円を超える分を全額助成、それから月2回以上通院されてる場合1,600円を超える場合を全額助成ということでしております。

それでは改正条文の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第1条は支給対象者を規定した条文であり、乳幼児の後に子どもを追加をいたしております。

第2条第3項で子どもの定義を行っております。小学校始期から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者というのを追加して、その後の項を繰り下げております。それから第9項、又は乳幼児の次に子どもを加えております。

それから第3条、支給対象者を規定していますが、第1号の2ページ目になりますけども第1号の乳幼児の次に子どもを加えております。

第4条につきましては、支給に関する事項を規定しておりますが、第1項第3号を追加して800円を超えるものの額及び但し書き以降につきましては、障害中程度との重複分の控除を規定している分でございます。

それから本文に戻っていただいて改正附則に規定しておりますように、この条例は平成28年4月1日から施行し、同日より前の診療に係る医療費については従前の例によるということで附則をつけております。以上、説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

#### ○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

8番議員、森敏則君。

#### ○8番（森敏則君）

今回の改正は保護者にとっては非常に良い制度の条例改正かなと思われま。これまで乳幼児までだったのを子どもまで小学生までということで、この提案理由に書いてあります来年度からのスタートになりますが、小学生までに拡大するというのと記してあります。この条例改正する起因となった原因ですね、それは子どもが減ったからというような回答を、少なくなったからこれまでできるんだというようなニュアンスの答弁と私は受け止めてしまったんですね。そうじゃなくて積極的にこれをやったというような話であれば別なんですけど、どうも余ったからやったというようなイメージを私が取ってしまったんです。そこのところを明確にやっとかないと、なんか子どもが減ったからこれまでやれなかった分の子どもはというような感じに受け止められてしまうんですよ。その辺のところ我々は積極的にやりましたってやったら、それは良いことやったなとこういうふうになるわけですね。是非誤解の無いような形の中での上程ということでお願いいたします。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

提案理由に書いてますとおり対象を小学生まで拡大ということでございますので、子育て支援のための拡大でございます。本来ならば中学校までやりたかったんですけども、どうしても身の丈にあった財政状況で今回は小学生までということで止むを得ず考えております。将来的にはこれは国

の経済財政諮問会議がございませう。これは給食費もですね、それからこの医療費も中学生まで全て無料というのが今提言されました。今日の新聞に載っていると申します。ですからこれがもう少し早く加速してやっていたら全国全ても一律になりますので、たぶんこの制度をしたからということで、子育てで転入が多くなるというのはまず無理だと思ひます。どこでもするわけですから、それは今日の新聞を見ていただひてお分りのように、まもなく全国的にそういう展開がやってくるのでそれを期待しながら身の丈にあった小学生まで。本当はやりたひんですけれども。長崎市、時津町、長与町が小学生までということで一番最低になっておりますけれども、最低ラインには遅れないようにということで、そこまではどうしてもやりたひということで提案いたしてあります。よろしくお願ひいたします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうですね、今町長のおっしゃったとおりそういった提案理由でですね、これを改正されたというのは評価いたします。是非ですね評価されるものと思われませう。私が評価するんじゃないです。評価されるものと思ひます、町民からですね。是非ですね、今おっしゃった給食費のところまでですね、こういった制度が充実できるような形の中での政策を今後取っていただひたいということをお望みします。答弁結構です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ちょっと念のためお聞きしたいんですけれども、この保険の利かない先進医療とか保険の利かない新薬とかは、たぶんこの対象外だと思ひますけれども、そこら辺は念のために書かなくて良かったのかなと思ひますけれども、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（西坂孝良君）

この分につきましては、今までの制度を拡大するのみで保険の対象になる分だけが対象になってあります。

○議長（後城一雄君）

他に。

10番議員、堀進一郎君。

○10番（堀進一郎君）

財源のことですけれども単独事業と、とりあえずですね。いうことですが、これは単独であっても交付税とかそういうものには何も反映する要素は無いんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはそれぞれ自治体の単独でやっておりますので全く補助等はありません。

○議長（後城一雄君）

他に質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 17 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 17 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 17 号、東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 18 号 東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 19 号 東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 14、議案第 18 号、東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例、日程第 15、議案第 19 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 18 号、東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、国が示す指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出いたします。

次に議案第 19 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、国が示す指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり健康ほけん課長。

**○健康ほけん課長（構浩光君）**

それでは町長に代わりまして議案第 18 号について説明します。

平成 28 年 4 月 1 日から定員 18 人以下の地域密着型介護サービス事業所の指定関係が県から町へ移譲されることに伴う改正であります。これにより地域密着型通所介護に関する基本方針、人員、設備、運営に関する基準、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を条例で制定することになりました。基本方針としては国から示された基準のとおり、現行の基準をベースに条例を制定しましたので主なものだけについて説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。1 ページ、目次に第 3 章の 2、地域密着型通所介護、それから第 5 節第 4 款、運営に関する基準について新たに制定されました。

3 ページをお願いいたします。第 59 条の 2 に地域密着型通所介護の基本方針として 59 条の 2 の 2 行目から読みます。要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬと定めてあります。

第 59 条の 3 は従業員の員数として第 1 項に (1) 生活相談員、(2) 看護師又は准看護師、(3) には介護職員、(4) には機能訓練指導員の員数について制定されています。2 項から 8 項については員数、従事内容について制定されております。

6 ページをお願いします。6 ページ、59 条の 5 は設備に関する基準として食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならないとなっております。第 2 項は設備の基準、第 3 項は用途について、第 4 項は届出について、第 5 項は規定基準について記載されております。

12 ページをお願いいたします。12 ページ、59 条の 17、下から 3 行目です。地域との連携としましては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員、地域包括支援センターの職員、地

域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね六月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとなっています。

第2項から第5項は詳細が制定されております。

15ページをお願いいたします。15ページの第5節、ちょうど中ほどのちょっと上です。第59条の21から第59条の37は指定療養通所介護の事業方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について新たに新設されております。

25ページをお願いいたします。第67条、心身の状況等の把握は新たに新設した第59条の6、第68条、利用料等の受領は新たに新設した第59条の7を準用するため削除となっております。

27ページをお願いします。第72条、管理の責務は、新たに新設した第59条の11を準用するため削除となっております。

28ページをお願いいたします。第74条から第78条の2までは、新たに新設した第59条の13から第59条の18を準用するため削除となっております。

30ページをお願いいたします。第80条の準用の2行目に第59条の6、7、11及び第59条の13から18までを追加し、8行目からは、認知症対応型通所介護従業者と、からですね、第59条の17第1項中、地域密着型通所介護について知見を有する者とあるのは認知症対応型通所介護について知見を有する者と、第59条の18第4項中、第59条の5第4項とあるのは第63条第4項と読み替えるものとなっております。

31ページをお願いいたします。第105条は、地域との連携等は新たに制定しました第59条17を準用するため削除となっております。

36ページをお願いいたします。第151条13項5行目に指定短期入所生活介護事業所等の次に指定地域密着型通所介護事業所を追加しました。

37ページをお願いいたします。37ページの下から3行目なんですけど、第59条の17第1項中、地域密着型通所介護について知見を有する者とあるのは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者と、六月とあるのは二月と読み替えることになっております。

39ページをお願いいたします。第203条、下から2行目ですね。定期巡回、随時対応型訪問介護看護従業者とあるのは看護小規模多機能型居宅介護従業者と、第59条の11第2項中、この節とあるのは第9章第4節と、第59条の13中、地域密着型通所介護従業者とあるのは看護小規模多機能型居宅介護従業者と、第59条の17第1項中、地域密着型通所介護について知見を有する者とあるのは看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者と、六月とあるのは二月と、活動状況とあるのは通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況と、に変わっております。

本文に戻っていただいて、附則、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

続きまして議案第19号について説明いたします。

介護サービスの基盤強化のため介護保険法の一部を改正に伴い、本則第2章、介護予防認知症対応型通所介護、第3節に運営に関する基準について改正がありました。基本方針として国から示された基準のとおり、現行の基準をベースに条例を改正しましたので重要なものだけ説明いたします。

2ページ、第39条第1項は第3項に、第2項は第4項に第1項、第2項、第4項に新しく追加されました。第1項を読み上げます。指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認

知症対応型通所介護の提供に当たっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、飛ばしまして地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね六月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとなります。2項、5項は省略します。

3ページ、新の方です。第40条第2項(6)に前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録が追加されました。62条は、地域との連携等については新たに制定した第39条第1項、第2項、第5項を準用するため削除となっております。

続きまして5ページをお願いいたします。第65条、上から2行目から読みます。第39条第1項中、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者とあるのは介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者と、六月とあるのは二月と、活動状況とあるのは通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況と読み替えるものであります。

続きまして新の一番最後の下から読みます。第86条、準用、第39条第1項中、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者とあるのは介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者と、六月とあるのは二月と追加となっております。旧文でいきましたら上から6行目、第62条第1項中から一番最後の、とあるのは活動状況というのは削除となっております。

本文に戻っていただいて、附則、この条例は平成28年4月1日から施行するものとなります。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

18も19も関連するんですけど、よろしいですか。結局課長さんにお尋ねしなければならないでしょうけど、県で見ていたのを町で見ますよということですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

県から権限が来たものですから町の方で見る、ことになります。以上です。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

ということは指定、認可、これも東彼杵町が行われるということですね、と理解しております。それで中身について運営推進会議の項目があるけれども、これが現行は2か月に1回やっているのが6か月に1回で。これは6か月に1回でクリアできるんですか。外部評価が2年に1回あるけれ

ども、そのためのクリアはできるのかなと思うんですけど、その辺のところをお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

これは法で定めてありますので、これに準じて実施していきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

よろしいですか。他に。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことで今度は管理監督が県から市町村に移譲されたということなんですけども、町内の対象となる事業所の数及び具体的に少ないでしょうから名前がわかれば名前も教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず 18 号に該当するのが、そのぎ温泉デイサービスセンター、それから蔵本にありますデイサービスきらめきの里が該当するかと思います。あと第 19 号の方は、対象になるのがほのぼのさんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 18 号、議案第 19 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 18 号、議案第 19 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 18 号、東彼杵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案 19 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 19 号、東彼杵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 20 号 東彼杵町みどりの基金設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例

日程第 17 議案第 21 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について  
(一ツ石辺地)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 16、議案第 20 号、東彼杵町みどりの基金設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例、日程第 17、議案第 21 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について(一ツ石辺地)、以上 2 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 20 号、東彼杵町みどりの基金設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例。提案の理由が、本基金は平成元年にモーターボート収益配分金の有効活用を図るため、その原資を基に設置されたものであります。しかし、設置の目的が今世紀に馴染まないこと、また、平成 17 年度末をもって長崎県広域競艇組合が解散しており、収益配分金も廃止され基金に積み立てる新たな原資の見通しも立たない状況となっている。よって、今後はふるさと創生事業基金と統合して、地方創生に資するため本条例を廃止するものでございます。

次に議案第 21 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画につきまして、一ツ石辺地地区でございまして、提案の理由といたしましては、平成 16 年に購入いたしました町営バス車両の老朽化が著しく、運行に支障を来している状況であり、安全な生活環境を確保するため、現計画にバス購入事業を追加するものでございます。詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課

長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 21 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画につきましては、新年度におきまして東部循環線町バスの老朽化に伴う更新事業といたしまして、その購入費用に辺地対策を活用する計画をいたしております。現在の一ツ石の整備計画に町営バスの購入費用を追加をいたします。次の表の総合整備計画書案の公共的施設の整備計画の施設の 3 行目、町営バス、これを追加いたしております。事業費が 355 万円。財源内訳が、一般財源が 355 万円。それから一般財源のうち辺地債の予定額が 350 万円ということで、今回これを新たに追加をするということでございます。以上で終わります。

ちょっと説明を加えます。これは、ここに辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定に基づき、この計画を策定するということになりまして、事前に県知事との協議を必要としまして、そして議決を得まして、そして総務省に提出をして翌年度以降辺地債をもらえる同意を得るという手続きが必要になりますので、この議案を提出するものがございます。補足して説明します。

この辺地というのはですね、公共的施設との距離とか、あるいは水道の問題とか、そういうその文化的水準を図るために、一定水準を保つために、均衡を図るために、いわゆる算定表というのがあります。それが 100 点越えをしないと辺地になりません。今、東彼杵町が指定をしているのは、中尾辺地、太ノ浦、蕪、一ツ石、中岳、遠目ですね、6 つの辺地があります。それぞれの辺地でこの計画を作っております。それぞれ変更すると、事業を追加する場合にこういった事業費を加えると、整備計画を更新していくということでございます。おおむね 5 年間の整備期間ということになっております。以上補足して説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補足して説明いたします。初めての議員さんもいらっしゃいますので、辺地というのが、言葉が何かということであれでしょうけれども、まず辺地の定義が、役場から一定距離離れたところのいわゆる非常に交通が不便なところというような定義あたりになるんですけども、一番最後に付いておりますけれども、中尾、太ノ浦それから遠目、中岳、蕪、一ツ石ということで、そこが辺地の区域に指定をしております。そしたらこれは、総務省からこういう事業がある場合は計画書を作りなさいと、そして例えば 1000 万円の事業をする場合は 90% ぐらいお金を貸しますよということなんです。その 90% の内の 8 割方を今度は交付税で見ましようとかいう非常に有利な起債なんです。だからこれを活用するのが一番いいものですから、特に東彼杵町はこういう辺地区域が特に整備がなされてるわけです。そういう有利な起債事業をするための事業がこの総合整備計画でありますので、初めての議員さんもいらっしゃいますので補足して説明をしておきます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

議案第 21 号の町営バスの件なんですが、このバスの定員、前回と同じ型でされてるんですよね、それをまず確認をいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今回購入を計画しておりますのは、前は平成 16 年 3 月に契約しましたのは 29 人乗りでございまして、今回購入計画しているのは 14 人乗りであります。この車両を一つ石辺地と定義をしていますが、東部循環線の方に運行したいということでもあります。14 人でも東部循環線は 10 人ぐらいの月火水木金の運行でありますので、この定員でも大丈夫ということでもありますので、350 万円ほどの 14 人乗りを計画しております。以上です

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしますと町長の施政方針でもありましたように随時小型化を、今後更新毎にしていくということですね。バスの乗降客の状況を見ながら、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

随時小型化を限定するわけじゃございませんけど、もしかしたら今集落点検をしてますよね、どういふバスを實際バスを使われてるのかどうなのか。例えば遠目で今福祉タクシーを使ってますけども、限られた人が 2 名とかで他の人は乗ってもらえないんですよね。だから本当に必要ならばタクシーぐらいをやった方が一番いいと思います。もし使われるようならばバスをやるんですけど、今回中岳地区辺りが特にバス路線のルートを考えて欲しいという要望がっております。しかし、これもどういふ需要があるのか。乗っていただかなければそっちの方も廻す必要ないし、基本はやっぱり小型化でどこでも行けるようなバスが一番良いかなど。道の駅辺りを拠点にして巡回をさせるというのがそういうのが一番良いかなどと思っておりますけども、これは今からいろんな協議会を作りながら、皆さんの意見を聞きながらルートあたりを決めていこうかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

議案第 20 号をお願いします。今回、このみどりの基金を廃止されてふるさと創生に統合されるということなんですけど、みどりの基金の場合は先ほど議案 12 号でありましたように、みどりの基金というのは青少年健全とかスポーツ関係の補助金があったものですからそれを厳正にするためにみどりの基金運用審議会というのがあったんですけども、今回これも廃止されましたので、このふるさと創生の中にそれに代わるような審議会みたいなものがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

基金廃止でございますが、ふるさと創生事業基金と統合して地方創生ということでございまして制度的には非常に地方創生に役立つということでそのまま引き継ぐことを原則として、要項で、交付要項で制定して補助金制度を残すようにしております。ただ、その要項の中で条例廃止に伴いまして審査会等は、要項の中に盛り込みまして審査をしたと、予算的には報償費等で予算措置して開催をするということに計画をいたしております。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第 20 号、議案第 21 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 20 号、議案第 21 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 20 号、東彼杵町みどりの基金設置、管理及び処分に関

する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 21 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）は原案のとおり可決されました。

**日程第 18 議案第 22 号 東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者が過半数を占めない  
場合における認定農業者に準ずる者とする事について**

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 18、議案第 22 号、東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 22 号、東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事についてを提出いたします。認定農業者に準ずる者の事項、認定農業者等であった者、認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族ということになっております。

提案の理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項に規定する委員の過半数を認定農業者で占めることができない場合において、同法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により認定農業者に準ずる者をもって充てる事について議会の同意が必要であるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては農林水産課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして、議案第 22 号、東彼杵町農業委員会委員の定数を認定農業者が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事について説明いたします。

この度の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、この改正法に基づく本町の農業委員の定数については、先の 12 月定例会において本農業委員定数を 14 名とする事についての条例改正の議決をいただいたところでございます。この改正法においては、農業委員の選任方法であった公選制が廃止され市町村長の任命制へと変更になっております。なお、この農業委員の選出及び選任にあたっての要件として、次の 7 点が改正法によって義務及び配慮すべきこととして規定されております。

まず 1 点目といたしまして、農業委員の選出において、公選制に代わる地域の信用を踏まえた代表性の確保の観点から、地域の農業者や農業者が組織する団体その他の関係者に対し農業委員候補者の推薦を求め、また、募集をしなければならないとなっております。

2 点目に、推薦及び応募があった農業委員候補者は、この委員候補者の情報を公表しなければならないとなっております。

3 点目が、農業委員の任命にあたっては、農業者等からの推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

4 点目が、農業委員の任命にあたっては、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その地域における認定農業者が少ない場合は、その他の農林水産省令で定める場合はこの限りでは無いとなっております。

5 点目でございますけども、農業委員の任命にあたっては、農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

6 点目でございますが、農業委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

最後に 7 点目になりますが、農業委員の任命にあたって、議会の同意を得て任命するという、以上 7 点が選任及び選出においての要件となっております。

なお、本町におきましては、現農業委員の任期が平成 28 年 6 月 14 日での任期満了となりますので、そのため改正法に基づく農業委員の改選を行うこととなります。よって、改正法に基づきこの度農業委員の改選手続きを実施し、その結果農業委員候補者として定数 14 名に対し 14 名の推薦及び応募があったところでございます。また、その農業委員候補者の 14 名において、認定農業者の過半数要件であります 14 名の内 6 名が認定農業者でありましたが、過半数の 7 名以上の要件を満たしておりません。しかしながら、本町においては認定農業者の過半数要件の規定による但し書きの事項である町の認定農業者が少ない場合、政省令の定めにより規定されております事項が改正法の省令第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、東彼杵町の認定農業者が現在 105 名であります。農業委員定数 14 に 8 を乗じた数が 112 名となりますけども、これを本町の認定農業者が下回る場合においては、議会の同意を得て認定農業者に準ずる者をもって充てることができることと規定されております。したがって、認定農業者に準ずる者として、認定農業者等であったもの及び認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事しその経営に参画する当該認定農業者の親族をもって認定農業者の過半数要件者とするについて、議会の同意を求めるものであります。以上で説明を終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。質疑はよろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（後城一雄君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 22 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 22 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 22 号、東彼杵町農業委員会の定数を認定農業者が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事については、原案のとおり同意することに決定されました。

日程第 19 議案第 23 号 東彼杵町農業委員会委員の任命について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 19、議案第 23 号、東彼杵町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 23 号、東彼杵町農業委員会委員の任命について。任命する者の住所氏名等でございます。音辻敏之。住所、生年月日等は省略させていただきます。宮脇喜八郎、明時幸夫、泓純隆、寺崎徳、西坂秀徳、山口義範、山口壽博、澤田盛弥、二瀬一壽、山口和信、富永勝、清心由紀美、森建吾でございます。

提案の理由は、農業委員の任期満了に伴いまして、農業委員として任命したいので本案を提出するものでございます。

先ほど可決いただきました議案第 22 号の認定農業者に準ずる者ということで、元認定農業者等であった者が、この中 3 番の明時幸夫さんでございます。次に②の認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事後段の当該認定農業者の親族ということで、13 番の清心由紀美さんでございます。上の方から行きまして認定農業者が、音辻敏之さん、6 番の西坂秀徳さん、7 番の山口義範さん、山口壽博さん、澤田盛弥さん、二瀬一壽さん、が現認定農業者でございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

町長。

○町長（渡邊悟君）

申し訳ございません。12 番の富永勝さんは公募ということで。すみません。利害関係を有しないということでの選出でございます。

○議長（後城一雄君）

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 23 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 23 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数であります。したがって議案第 23 号、東彼杵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定されました。

## 日程第 20 議案第 24 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 20、議案第 24 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 24 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 745 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 493 万 8000 円とするものでございます。

提案の理由が、今回の補正予算は、歳出では決算見込による減額が主であります。民生費については保育所運営費、臨時福祉給付金補助金の前年度精算返還金など 1623 万 7000 円、農林水産業費には水産物供給基盤機能保全事業として 860 万円、さらに人事院勧告に伴う職員給与改定の所要額も併せて計上いたしております。歳入では一般財源として普通交付税 8565 万円、特別交付税 1974 万 6000 円などの追加計上を行い、財政調整基金繰入金 9400 万円の減、減債基金繰入金 1000 万円の減といたしました。また、特定財源では決算見込等により国庫支出金 2515 万円の減、県支出金 3043 万円の減などといたしまして、繰入金、町債においても普通建設事業の決算見込による減額を行っております。

なお、水産物供給基盤機能保全事業等にかかる繰越明許費の補正及び地方債補正も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 24 号につきまして、補足して説明いたします。20 ページをお願いいたします。歳出 1 款 1 項 1 目、議会費につきまして、人事院勧告に伴います給与改定による人件費の追加でございます。このあとの人件費の追加は全て同様の理由でございますので省略をさせていただきます。

続きまして 2 款 1 項 8 目、交通安全対策費につきましては、カーブミラー修繕費の実績減でございます。10 目、電子計算費につきましては、13 節が障害福祉システムなどのマイナンバー法に伴いますシステム改修費の実績減、それから福祉医療費の支給対象年齢の拡大に伴いますシステム改修の追加でございます。それから 19 節は中間サーバープラットフォーム利用負担金の実績減でございます。それから 11 目、地域づくり推進事業費につきましては、地域おこし協力隊 3 名の募集計画でありましたが、実績といたしまして 1 名の応募採用となったことによります不用額の減額が全節に影響いたしておりまして、総額で△756 万円でございます。それから 13 目の公共交通事業費につきましては、13 節が原油安に伴いますバス運行業務の契約変更減、それから 19 節は JR バスに運行経費の実績減でございます。

飛びまして 24 ページをお願いいたします。2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費の 13 節につきましては、マイナンバー通知、個人番号カード事務委託料といたしまして、今回の国の補正予算によりまして 144 万 1000 円の追加計上でございます。

それから 26 ページにいきまして、3 款 1 項 7 目、臨時福祉給付金給付事業費につきましては、23 節が前年度の臨時福祉給付金給付事業費の国庫補助金の実績によります精算返還金の計上でございます。

それから 27 ページにいきまして、3 款 2 項 2 目、児童運営費につきましては、保育所運営費が 3 月の加算項目の追加、それから処遇改善費、それから人事院勧告に伴います給与改定による追加ということで 1137 万 8000 円、障害児保育、延長保育事業とも実績による所要額の追加計上でございます。

それから 28 ページにいきまして、4 款 1 項 3 目、環境衛生費につきましては、今年度から公営企業法適用業務につきまして、簡易水道事業特別会計において簡易水道事業債が起債対象になったということによります一般会計繰入金の減額となりました。

それから 29 ページにいきまして、6 款 1 項 3 目、農業振興費につきまして、輝くながさき園芸産地振興計画推進事業は茶園改植事業が、それから構造改善加速化支援事業は防霜施設整備事業がそれぞれ国庫事業といたしまして直接採択事業となったことによります減額。農業生産新技術普及支援事業についても防霜施設長寿命化の事業量の減。青年就農給付金につきましては、給付要件の未了による減額でございます。それから 8 目、中山間地域等直接支払事業費につきましては、認定農用地の実績による交付金の減額でございます。

それから 31 ページにいきまして、6 款 3 項 3 目、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。13 節は、里地区の臨港道路工事の振動によりまして直近家屋の地盤沈下が発生をいたしております。その補償費の算定調査業務の計上で 60 万円。それから 15 節は、仮設矢板引抜によりますと更なる影響が予見されるということから、仮設矢板をリース料から購入に切り替えるための工事費の追加

ということで 800 万円の追加となります。

それから 32 ページにいきまして、7 款 1 項 3 目、観光費につきましては、12 節、13 節いずれも実績による減額でございます。

それから 34 ページにいきまして、8 款 2 項 2 目、道路橋梁維持、新設改良費につきましては、ゾーン 30 整備工事費につきまして増額申請分が予算上の都合で採択に至らなかったということで 500 万円の減。4 目の大野原高原線道路改良事業費につきましては、当初の交差点協議が国交省と関係機関との合意に至らなかったため、補助採択が見送りになったということでございます。

35 ページにいきまして、8 款 4 項 1 目、港湾管理費につきましては、県営の彼杵港湾改修事業が国費採択とはならなかったということで負担金の減額でございます。

36 ページにいきまして、8 款 6 項 1 目、住宅管理費の 15 節につきましては、新白井川団地外壁補修工事の入札執行による減額でございます。

39 ページにいきまして、9 款 1 項 1 目、常備消防費につきましては、広域市町村圏消防事務委託料、平成 27 年度の消防費の基準財政需要額の確定などに伴います減額でございます。2 目、非常備消防費、3 目、消防施設費、5 目、災害対策費、いずれも入札執行並びに実績による減額でございます。

41 ページにいきまして、10 款 2 項 1 目、学校管理費、13 節、彼杵小学校校舎、屋内体育館の大規模改造工事によります設計施工管理費、業務委託料の減額でございます。18 節、スクールバス購入とも入札執行による減額でございます。

44 ページをお願いいたします。11 款 1 項 4 目、27 年農地等災害復旧事業費につきましては、現年補助債の施越工事ということで来年度精算ということになるための財源更正をいたしております。

9 ページをお願いいたします。2、歳入、9 款 1 項 1 目、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、交付額確定によります減額でございます。

10 ページ、10 款 1 項 1 目、地方特例交付金につきましても、交付額確定に伴います追加でございます。

11 ページにいきまして、11 款 1 項 1 目、地方交付税につきましては、留保財源の計上で、普通交付税が 8565 万円、特別交付税が 1974 万 6000 円を追加をいたしております。

12 ページにいきまして、13 款 1 項 3 目、災害復旧費分担金。農地等災害復旧事業費につきましては、施越事業分として翌年度精算になる部分の分担金の減額ということでございます。

13 ページにいきまして、15 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金につきましては、保育所運営費の 3 月加算費用、処遇改善、人勤による追加費用に対するものに対する負担金の追加でございます。

それから 14 ページにいきまして、15 款 2 項 4 目、土木費国庫補助金につきましては、大野原高原線の交差点協議の仕切り直しということで、補助採択の見送りによる皆減でございます。それから道路改築費につきましては、ゾーン 30 整備増額変更分の見送りによる減額。5 目の教育費国庫補助金につきましては、小学校費補助金、彼杵小大規模改造工事設計管理並びにスクールバス購入事業の実績による減額でございます。

17 ページに飛びまして、16 款 2 項 1 目、総務費県補助金につきましては、地域の元気づくり防災力向上支援事業補助金というのが前年度で事業完了になったということで皆減をいたしております。

ます。それから地域おこし協力隊の設置費用の実績による減額でございます。それから4目にいきまして、農林水産業費県補助金につきましては、中山間地域等直接支払事業の実績減。以下、国庫事業として直接採択事業となったもの、あるいは入札執行による実績による減額でございます。それから7目、災害復旧事業費県補助金については、国費割当ての決定による減額でございます。

18ページにいきまして、19款1項1目、それから3目、それぞれ一般財源の目途がついたということで、それぞれ減額をいたしております。4目のふるさと創生事業基金につきましても、同様に当初予算で多面的機能支払交付金の財源といたしまして充てておりましたけれども、これも一般財源で対応できる目途がついたということで、繰入金の減額をいたしております。

19ページ、22款1項1目、土木債につきましては、大野原高原線の補助採択の見送りによる皆減、県営彼杵港改修事業の採択見送りによる減額。それから3目の教育債につきましては、彼杵小大規模改修設計管理、スクールバスの購入事業の入札執行による減額。5目の災害復旧債につきましては、過年債は平成26年債の精算による追加、それから現年債は国費割当て決定に伴います減額となります。

5ページにいきまして、第2表、繰越明許費でございます。2款3項は、マイナンバー法に基づきます通知カード、個人番号カード関連事務委託料につきましては、これは地方公共団体情報システム機構が現在受託をいたしておりますが、平成28年の2月から3月分の申請に対する履行が新年度にずれ込むということになりましたので、所要額の206万4000円を新たに繰り越すもので、精算予定は5月末の予定となっております。それから6款3項、水産物供給基盤機能保全事業につきましては、里地区の臨港道路工事の工法変更による追加工事となるため、2月臨時議会におきまして議決された額に更に増額するものでございます。工期は4月末竣工でございます。補正後の繰越明許費の総額は2億7764万1000円でございます。

6ページにいきまして、第3表、地方債につきましては、歳入予算の町債、防災基盤整備事業から一番下の過年補助災害復旧事業債のそれぞれの補正後の借入額の限度額、起債の方法、利率、償還方法でございます。

1ページから4ページの歳入歳出予算補正は積み上げでございますので、説明を省略いたします。以上でございます。

#### ○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。質疑のある方。

10番議員、堀進一郎君。

#### ○10番（堀進一郎君）

この予算、今度の補正を見る限りでは一応決算見込み額を見込んだ減額の補正予算だということの理由であります関係から、ちょっと大きな金が補正されたなということでちょっとお尋ねするんですけど、基金が18ページの基金ですね、これが1億1300万円。言えば不用額になったから基金を継ぎ足さなくてもいいようになったということですけども、この1億円というような基金、使わないのが一番良いんですけども、基金が使わなくて済んだという要因ですね、全体的に見て。一応決算見込み的な予算ということでございますので、それを見ますと、今度交付税が1億円ばかり増えたと、補正をしていますね。これは交付税の保留額を一応保存していたと、それを充てたから基金が要らなくなったというようなことも考えられるのですか。単純なる事業が中止になったから、

中止とか何とかなったから基金の繰入を必要ないというようなことですかね。ちょっとよくわからないのでお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

交付税の関係はですね、基金繰入金が必要に、すみません。交付税が残ったから基金を取り崩さなくて良かったということでやりかえになっております。それからあとは国の事業が採択にならなかったということで減額になっております。以上でございます。主なものはです。

○議長（後城一雄君）

他に。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 24 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第 21 議案第 25 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 21、議案第 25 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 25 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1429 万 1000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 9006 万円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出の後期高齢者支援金、共同事業拠出金は確定により減額計上いたしました。また、保健事業費も支払実績により減額計上いたしております。歳入は、変更決定及び確定等により、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰越金をそれぞれ追加計上し、国庫支出金、療養給付費交付金を減額いたしております。また、財政調整基金繰入金を減額することができ、財源更正を行っております。詳細につきましては健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

それでは、議案第 25 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

予算書、歳出、13 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、2 目、退職被保険者等療養給付費につきましては、財源更正であります。

14 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費につきましても、財源更

正です。

15 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金につきましては、額が確定しましたので 1142 万 3000 円減額補正を行うものです。

16 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業拠出金 51 万 1000 円の増額及び同 2 目、保険財政共同安定化事業拠出金 77 万 9000 円の減額は、それぞれの拠出金の額が確定しましたので補正を行うものです。

17 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費は、額が確定しましたので 100 万円減額補正を行うものです。

18 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目、人間ドック検診補助金 160 万円の減額補正でありませんが、これは受診者の減によりまして検診補助金を減額するものです。

戻っていただいて、歳入、5 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金につきましては、実績見込により交付額を変更しましたので、3024 万 5000 円を減額計上。2 目、高額医療費共同事業負担金につきましては、12 万 8000 円を増額計上するものです。3 目、特定健康診査等負担金につきましては、歳出でも説明いたしましたが、健診受診率の減により 11 万 3000 円を減額するものです。

6 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目、定率の国庫負担金では解消出来ない市町村間の財政不均衡を調整するために交付される財政調整交付金ではありますが、実績見込により交付額が変更しましたので、1748 万 9000 円を追加計上するものです。

7 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、退職者医療費の療養給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金ですが、退職被保険者療養給付費の見込額減に伴い 1071 万 2000 円を減額計上するものです。

8 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金は、前期高齢者の加入に係る費用について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための交付金が確定しましたので、2704 万 9000 円が追加交付されるものです。

9 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目、県高額医療費共同事業負担金は、高額医療共同事業拠出金の 4 分の 1 が県負担金として交付されますが、高額医療費共同事業拠出金の増に伴い 12 万 8000 円を増額計上するものです。2 目、特定健康診査等負担金につきましては、歳出でも説明いたしましたが、健診受診率の減により 11 万 3000 円を減額するものです。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目、共同事業交付金及び同項 2 目、保険財政共同安定化事業交付金は今年度分の交付額が確定しましたので、共同事業交付金につきましては 2643 万 4000 円の追加、保険財政共同安定化事業交付金は 502 万 7000 円を減額するものです。

11 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目 1 節、国民健康保険財政調整基金繰入金 6168 万 4000 円の減額ではありますが、財政調整交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金等の追加により減額をするものです。取り崩し後の財政調整基金は 1 億 6591 万 8000 円となります。

12 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目、繰越金 2237 万 5000 円の追加補正ではありますが、今回の補正の財源とするため、留保しておりました前年度繰越金を全て追加するものです。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。以上説明を終わります。よろ

しくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第 25 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 25 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 25 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 39 分）

再 開（午後 2 時 40 分）

日程第 22 議案第 26 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)

日程第 23 議案第 27 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に、日程第 22、議案第 26 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)、日程第 23、議案第 27 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、以上 2 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 26 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 5003 万 9000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ 6 億 4612 万 7000 円とするものでございます。

提案の理由が、歳出につきましては、業務費の人件費を職員の給与改定により 37 万 2000 円を追加計上いたしております。また、統合簡易水道事業費 8372 万 5000 円、彼杵簡易水道基幹改良事業費 3151 万 1000 円、千綿簡易水道基幹改良事業費 2156 万 5000 円、太ノ浦簡易水道基幹改良事業費 1361 万円を実績見込みによりそれぞれ減額いたしております。歳入では、国庫支出金 5101 万 1000 円、繰入金 1112 万 8000 円、町債 8790 万円をそれぞれ減額をいたしております。

次に議案第 27 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2315 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 374 万 1000 円とするものでございます。

提案の理由が、今回の補正内容の主なものは、歳出につきましては、人件費 22 万 3000 円を追加し、建設費 1950 万円、業務費が 387 万 3000 円をそれぞれ減額いたしまして、歳入については国庫支出金が 1265 万円、町債 1050 万円をそれぞれ減額するものでございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは代わって説明をします。議案第 26 号を説明します。9 ページからお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、詳細説明のとおり職員の給与改定による増額でございます。

次の 10 ページをお願いします。2 款 1 項 2 目、ここから工事費に入りますけども、15 節、統合簡易水道事業の工事請負費につきましては、内容、予定 8 工事であります。本年度の管区延長 6,349 m 実施をしております。実績見込みであります。工事内容は全工事精算を終わらせております。続きまして 15 節の中の彼杵簡易水道基幹改良事業でありますけども、こちらは管区延長 3,116m の実績の見込みであります。その次が千綿の簡易水道基幹改良事業の工事請負費であります。以上予定工事 3 工事でありまして、総延長は 1,815m の、こちらは完了実績であります。最後の太ノ浦簡易水道基幹改良事業でありますけども、1 件の委託業務と 2 件の工事、管区延長は 1,388m の実績見込みであります。

次に、歳入の 6 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、簡易水道事業の国庫負担金であります。交付決定額によりまして 5101 万 1000 円の減額をしました。内示の率としましては、本年度は要望額に対しまして 72.4% の取得率であります。

続きまして 7 ページをお願いします。すみません、先ほど、国庫負担金と申し上げましたが国庫補助金。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩いたします。黙祷をよろしくお願いします。

暫時休憩（午後 2 時 46 分）

再 開（午後 2 時 47 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

引き続きご説明をお願いします。

○水道課長（山口大二郎君）

説明を続けます。訂正をお願いします。6 ページ、先ほど国庫負担金と説明を申し上げました。国庫補助金と訂正させていただきます。

7 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、一般会計繰入金であります。先ほど一般会計の方で説明をしていただきましたけれども、本年度実施しました資産評価と法例規整備、会計システムの環境構築における委託費におきまして、適用債での申請をしまして 1112 万 8000 円の減額をするものであります。

8 ページをお願いします。10 款 1 項 1 目、水道事業債は適用事業費の減に伴い 8790 万円を減額いたしました。

戻りまして、3 ページをお願いします。第 2 表、地方債の補正であります。限度額を 2 億 7180 万円とするものであります。

戻りまして、1 ページから 2 ページは積み上げでございます。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 27 号、公共下水道特別会計の補正であります。

8 ページの方からお願いします。こちらと同じく 1 款 1 項 1 目、一般管理費の給与の改定に伴う人件費の増額であります。

19 節の負担金につきましては、職員の長期研修を予定しておりましたが、異動に伴う実施ができませんでしたのでこれに伴う減額です。

9 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費につきましては、委託業務として予定をしておりました実績に伴う減額であります。新規公共枿の設置に関しては 7 か所を予定して予算を計上してましたが、明治の民家等、実績を終わらせまして不用額の減であります。

10 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、下水道建設費であります。こちら建設費分の給与改定による人件費の増額であります。13 節、委託料であります。東部地区の污水管渠委託工事費の、こちら出来高の精算の実績による減額であります。内容につきましては、委託費の JR 工事費でありますけれども、精算の実績の報告によります 1110 万円の減額であります。15 節、工事請負費につきましては、国庫補助金の交付内示及び町債の減額に伴う減額であります。こちらは、下水道の事業費につきましては申請額 1 億 1085 万円の申請額に対しまして内示額が 9120 万円であります。88.6%の取得率であります。22 節の補償費につきましては、水道管補償費の実績に伴う減額であります。

6 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、下水道国庫負担金は、交付決定額により 1265 万円を減額いたしました。

7 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、下水道事業債におきましては、対象事業費の減の伴い 1050 万円を減額しております。

戻りまして、3 ページをお願いします。こちら第 2 表、地方債の補正を限度額 1 億 410 万円と表示しております。

1 ページ、2 ページにつきましては、積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で 2

議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 26 号は産業建設文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 27 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 27 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 27 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後 2 時 53 分）

再 開（午後 3 時 4 分）

日程第 24 施政方針説明(町長)

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 24、これから町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは平成 28 年度の一般会計予算案をはじめ特別会計予算案並びに重要案件につきましてご審議いただくにあたりまして、町政運営に臨む私の所信並びに町政の基本方針の一端を申し上げます。

日本経済は、アベノミクスによる成長戦略で確かに成果は見えてまいりました。株価も 2.1 倍、失業率 3.1%、そして消費者物価指数プラス 1%とデフレ脱却の兆しは確かに推移をいたしており

ます。更に政府は、一億総活躍社会実現のため希望出生率 1.8、介護離職率ゼロ並びに名目国内総生産（GDP）600 兆円の実現を明示しております。そして地方創生元年で本年から実行に移ります。しかし、ここにきまして中国経済の不振と株価の激震でアベノミクスの綻びが目立ってきております。一方、地方創生につきましては、まち・ひと・しごと創生本部の石破大臣が言われています。やりっぱなしの行政、頼りっぱなしの民間、無関心な住民。これでは地域は疲弊します。右肩上がりの時代は終わり、地域で考えて雇用を起し経済を潤すことが重要とのこと。行政が何でもできる時代は終わり、右肩上がりの経済は終わった。ヒトモノカネがどう流れているか、地方が変わらないと、日本が変わらないとこの国は潰れるということでございます。

住民の皆さんが役場にあれをやってくれ、これをやってくれと言ってたけど、今はあれをやらせてくれと言う住民が増えている。全国各地で何かをしなければ、と変わっております。これまでの日本は、自由で平和な豊かな日本を、地方で政治を変えてきました。次の時代への責務であり、古の方々への今を生きる責務であります。いつの時代も国を変えるのは中央ではありません。常に地方が時代を変えてきたと言われております。

このような中、東彼杵町の平成 28 年度当初予算案につきましては、一般会計と 8 特別会計の予算総額は 4 億円増、対前年比 5.1%増の 88 億円超となりました。増加の主な要因は、臨時福祉給付金、保育園施設整備補助金及び水道事業の基幹改良並びに統合事業等の増によるものでございます。その他、スクールバス運行業務委託、ICT 光のまち整備事業委託、公共施設等総合管理計画策定業務などであります。

さらに厳しい財政状況であります。町民皆様のご意見をお聞かせいただきまして住みよい町にしていきたいと思っております。そして職員の意識改革、住民サービスの向上、コスト意識をもって、日々新たに改善することに心がけ、責任感のある人づくりも併せて行います。

このように超高齢化社会に立って、人口が減っても町民皆様の福祉が損なわれないようにすることが町政運営の前提となります。

#### 1、住民主体の地域づくり

一昨年に、東彼杵町総合計画を町民主体で策定をいたしました。そして昨年度から地域総合計画、人口ビジョンを作成いたしております。地方版総合戦略と併せたまちづくりを昨年から 5 年計画で実施することとしています。また、昨年行いました T 型集落点検を引き続き実施いたします。この考え方は、人口の捉え方が違います。住民登録をした東彼杵町の人口に、東彼杵町に関わりがあられ、町外にお住まいで 1 時間以内で東彼杵町に来ることが可能な方も住民としてとらえ、人口とする考え方でございます。これは地域や集落で話し合いを行い、お互いに助け合って集落を守っていかうとするものでございます。そしていろんな催事の時には、東彼杵町に関わりのある人も一緒に集落を維持し支えて貰い、やがては東彼杵町に定住できるような取り組みを推進いたします。人口減少社会の中、町民の皆様がこの取り組みに積極的に参加していただき、知恵を出し、汗を流して、力を合わせて住みよいまちをつくっていただきたい。

これまでまちづくりを重点施策で進めてきましたが、すぐには結果はでません。そこで本年度は、人材育成を重点に取り組みます。活性化するためにリーダーの実践的なノウハウを習得してもらい、育成強化を図り、地域づくりを重点施策で取り組みます。

#### 2、交流、定住人口を拡大するまちづくり

これまでの4年間、定住対策を重点施策で行ってきました。人口減少の中、一定の効果が出てきました。それは国勢調査での5年毎の人口減です。年間150人から年間120人になるなど、定住対策は功を奏しています。昨年度実施いたしました空き家調査により、本年度はより具体的な施策を行います。

定住の条件は、それは交通の利便性、自然の豊かさ、そして何より人情味豊かな東彼杵町民皆様です。さらに昨年決定いただきました光情報通信基盤整備があります。これらによりまして、多くの皆様方に定住に必要な条件が整い、定住促進が加速するものと考えております。

さらに空き家活用が最大の定住対策です。費用をかけずに、転入された方の新たな視点で、東彼杵町の足元にある資源を見出し、地域の活性化に貢献いただいています。人と人が繋がる仕組みづくり、4年前から取り組んできました。すぐには効果は見えませんが、一步一步前進を続けています。さらにグリーンツーリズムは、本年度から本格実施になります。民泊の許可書も取得をされまして、特にヨーロッパの方々の受け入れも計画されています。農業体験などを組み合わせ、観光体験農業などを自信をもって受け入れていただくものと考えております。

### 3、農林水産業の振興

環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意し、参加国の議会議決の段階を迎えています。日本もこの秋に具体的施策が示されます。今回の国の補正予算もTPPに対応した農業体質強化策を盛り込んだ予算措置がなされました。攻めの農業展開が叫ばれています。

このような中で東彼杵町の農業はどうすべきか、どのような方向性を持って臨むべきか、今までの農業が立ち行かなくなっています。高齢化など進む一方でTPPによる海外展開がなされ、輸出の拡大、そして輸入農産物が増える見込みであります。農業のIT化による農業の再生が新たな取り組みになるようでございます。

いよいよ次年度に全国お茶まつりが長崎県で開催されます。長崎県茶業関係者の大きな期待であります。茶製造研修工場も完成し、製茶技術の向上により長崎県産茶のブランド確立のため、生産者皆様の奮起を期待しています。そして茶業のコスト削減に向けた新しい技術による商品化にも生き残りをかけた大きな期待をいたしております。

水産業につきましても、アサリ貝やナマコの養殖試験も実用化に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

### 4、商工観光業の振興

商工業の振興は、高齢化と後継者などの課題がある中、何もしなければ衰退するばかりでございます。しかし、買物弱者や交通弱者は表面には見えません。T型集落点検の実施によってきめ細やかな実態把握を行い、自由に買い物に出かけるのが難しい高齢者の皆さんにとって、商品を届けるサービスは欠かせません。これは地方商店に活力の芽が出ます。先ずは届けるサービス、次は顧客の求める商品、家庭内在庫を知るマーケティング力、最後はクレジット機能があれば十分採算が取れるシステムづくりなど、商工会との連携を図ってまいります。

道の駅彼杵の荘については、このたび、全国で38か所の道の駅が重点道の駅に選定されました。支援内容は、協議会を設け、複数の関係機関の制度の活用についてワンストップで相談できる体制ができます。駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は交付金等を活用して国土交通省が支援します。また、防災拠点と併せた整備が行われます。

企業誘致は、昨年、株式会社富建のプレカット工場が着手され、3月末には竣工いたしました。また、女子農学園跡地には農業生産法人平田農場が本格的に操業されるものと思います。そして県工業団地の航空宇宙産業の株式会社ウラノの工場が新たに完成をいたしました。ここ数年で70人程度の雇用計画であります。是非、町内の皆様方も積極的に採用を希望していただきますようお願いいたします。町外からの採用が多いようですので、九州の拠点化も視野にされている中、大きな期待をいたしております。

観光については、試行的に観光協会を外郭団体として独立したいと考えています。道の駅彼杵の庄周辺の維持管理や収益性の事業展開で、独立採算で運営できるよう支援をしながら、東彼杵町の情報発信など行ってまいります。さらに外国からの観光客などが、交通の利便性で増加するものと考えております。

#### 5、保健医療福祉計画

平成16年度に策定された東彼杵町の健康づくり計画、健康東そのぎ21は、目標年度を平成22年度までとし実施いたしました。しかし、その後は具体的な取り組みがなく、平成27年度に健康東そのぎ21第2次を、平成36年度までの取り組みとして策定いたしました。これまでの取り組みの評価や国の基本方針を踏まえ、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図り、すべてのライフステージにおいて、町民一人ひとりの健康増進への意識と行動を支援するための施策を推進します。

国民健康保険につきましてもデータヘルス計画を策定いたしました。診療報酬明細書等の電子化で、医療や健康のデータ分析に整備が進んでいます。健康障害のリスクを軽減する取り組みを進めます。国民健康保険事業は、保険税が引き上げの予定でありましたが、療養給付費、療養費並びに高額医療費などのすべてで黒字決算見込みで、保険税の引き上げをせず、据え置きとなりました。

少子化が急速に進展する中、東彼杵町の将来を託す子どもたちを安心して生み、健やかに育てることのできる環境づくりは緊急の課題であります。このため乳幼児福祉医療助成制度については、小学生まで医療費無料化を図っております。これは完全ではございませんけども、無料化を図ってまいります。平成28年4月からの実施といたします。また、2013年2月ピロリ菌除菌が保険適用されるようになりました。胃がんは発生率第1位であり、早期発見で医療費低減を目指します。この抗体検査費用を助成します。そして後期高齢者医療については、医療費の一人当たりの額が県内でも上位を位置し、毎年上昇傾向であります。しかし、保険料は均等割46,800円、所得割8.8%と現行据え置きとなっております。これは軽減特例廃止による低所得者の実質的負担増が平成29年度から見込まれ、負担軽減のため現行のままとなりました。

#### 6、環境保全、環境整備計画

素晴らしい景観や生活文化は、観光資源であるとともに交流人口の拡大のうえでも、今後も後世につないでいくべき財産です。未来を生きる世代が誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思える景観づくりを引き続き行います。住宅計画も、既存の公営住宅の老朽化は避けられず、計画的な建て替え計画など確立することが求められております。住宅整備は商業施設等と併用した整備が必須条件であります。財政状況を見極めながら取り組んでまいります。昨年行いました空き家調査をもとに活用策を検討します。また、民間ベースでの住宅整備は積極的な推進を図ります。

国道205号の渋滞解消は、国県への要望において路線を具体的にどうするのかを示しての要望が

求められております。バイパス方式、現道4車線化などを具体化することが計画段階評価への第一歩となります。引き続き国政に向けた要望活動を行います。

町道につきましては、広域農道から国道取り付け路線の早期着工に向けて取り組みます。また、現在施工中の町道につきましては、早期完成を目指して推進いたします。その他町道は維持管理に多額な費用を要するため、地域での施工を極力進め、スローな公共工事の推進を図ります。

町営バスは、利用者数、収益率の減少で昨年度見直し計画でありましたが、スクールバスの導入で、本年度の利用状況を見据えての見直しが必要でございます。また、町バス車両の更新では小型バスの導入で道路幅員狭小区間も通行可能となるため、路線や料金見直しも併せて行います。

本年度は光ケーブル基盤整備が本格的に着工されます。また、光サービスの充実では、東彼杵町独自のインターネットによるチャンネルのソフト開発に取り組みます。

#### 7、生活環境整備計画

水道事業は、基幹改良や統合事業など平成26年度から実施してきましたが、計画どおり進み本年度が最終年度となります。将来を見据えた大事業でございます。

下水道事業は、第2期認可区域、第3期認可区域について平成32年度完成に向けて取り組みます。第2期認可区域は、蔵本地区の面的整備を進めます。第3期認可区域は、千綿宿地区の整備を推進します。併せて合併浄化槽事業も大村湾水質浄化を加速させるうえで重要な役割を果たしております。

バイオマス推進計画に基づく事業推進も引き続き行ってまいります。ダンボールコンポストによる二酸化炭素削減対策を引き続き推進いたします。

消防防災につきましては、自主的防災組織による避難訓練は一巡いたしました。今後は、自治会による自主的な訓練を期待いたします。非常備の消防施設の老朽化は避けて通れませんが、計画的な施設整備で、今年度は第7分団消防詰所を改築いたします。また、第5分団の6年ぶりのポンプ操法大会出場に対し、所要の経費を計上しています。一昨年から主要なため池の安全度などを調査していましたが、そのハザードマップが完成しましたので、関係地区においては有効活用を考えて、住民皆様の安全安心を確保するため避難体制の確立を図ります。

#### 8、教育、スポーツ、文化の振興

小学校統合による児童の不安解消など万全を期して臨みます。また、スクールバスの利用については、交通安全を遵守して協働による新たな学校づくりの実践研究に取り組みたいと考えております。学校、家庭、地域の連携で、真の学力向上や社会的、地域的課題に対して、関係機関との協働体制を確立し課題解決を図ります。

お茶畑ロードレース大会も引き続き開催いたします。そして4年ぶりになりますが、秋には町民運動会も開催いたします。各地域の皆様にはご苦勞をかけますが、運動会開催により地域の皆様方が交流されることで住民皆様のまちづくりへの意識が大きな塊となり、地域の活性化が図られるものと思います。

#### 9、行財政運用計画

地方財政計画では歳入では、景気回復により地方税が大きく伸びる中、地方交付税の減少が最小限にとどめられ、赤字地方債である臨時財政対策債も抑制されました。地方債依存度も低下しました。一方、歳出は高齢化に伴う社会保障費の増加などにより膨らみました。地方税が大きな伸びを

見込まれ、地方交付税は前年度同額を確保し、地方財政運営に支障が生じないよう配慮されました。臨時財政対策債が大きく減少し、地方財源の質が高まりました。リーマンショックを機に設けられた交付税の上乗せ措置、別枠加算は税収回復に伴い廃止され、この結果として、国と地方で折半する財源不足額は29年度以降の折半対象財源不足額解消として視野に入ってきました。

更に歳出では、重点課題対応分でクラウド化やセキュリティー対策などの情報システム改革、高齢者の生活支援、地球温暖化を抑えるための森林吸収源対策、公共施設の老朽化対策を推進する事業が増であります。一方で、リーマンショックを受けて設けた歳出特別枠は縮小するものの、先の重点課題対応分へ振り替えられる形となりました。この他、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円規模が維持され、新型交付金、地方創生推進交付金に関しましては補助事業として計上され、地方負担は地方財政措置に講じられます。このように計画規模は0.6%増、地方債依存度は低下する対策となっております。

町税につきましては給与所得での若干の伸び、法人税は税率引き下げ等で減での計上。固定資産税は償却資産が増で、土地は微減で計上。地方交付税については地財計画により算定し、特に地域総合整備事業債の理論償還満了による事業費補正の大幅減となり、前年同額となりました。

地方経済の好循環の確立のためには、地方にしごとをつくり、しごとがひとを呼び、ひとがしごとを呼び込む好循環を拡大することが必要とされています。このため、地方自治体がエンジンとなって、地域の総力を挙げて地域の有効需要を掘り起こし、所得と雇用を生み出すことにより、地方からのGDPの押し上げが必要とされています。

行政運営については、加速する人口減少に対して自立的かつ効率的な自治体運営を行うため、住民皆様の要望の多様化に対応し、東彼杵町の独自性や特色を生かしていくために、職員自らが殻を破り、多様性と創造性を持つ人材へと変わらなければなりません。そして町民皆様にも、この町の活性化に向けて人材育成を重点施策として取り組む必要があります。

一人では何もできない、支えてもらえることに大きな感謝で、常に報恩感謝をもって自ら汗を流し、耳を傾け、よく聞き、そしてこころの扉を開き、今を未来へ、小さくても誇りを持って輝くまちづくりを目指します。

結びに、町民皆様の幸せのため、より一層の財政健全化、そして将来の東彼杵町を見据えた町政運営を進め、町民皆様がこれまで以上にこの町に住んでよかったと感じるまちづくりに向けて全力で取り組んでまいります。町民皆様、そして議員皆様のご支援、ご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。平成28年3月10日、東彼杵町町長、渡邊悟、以上でございます。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 3 時 22 分）

再 開（午後 3 時 22 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

以上で町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終 23 日に予定をしております。

## 日程第 25 議案第 28 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計予算

### ○議長（後城一雄君）

次に日程第 25、議案第 28 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 28 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計予算。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 51 億 1800 万円と定めるものでございます。詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

### ○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 28 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計予算でございます。一般会計予算総額は 51 億 1800 万円となりまして、前年度が骨格予算でありましたので、対前年比 9.5%、4 億 4600 万円の大幅増となっております。時間短縮のため概要版といたしましてお手元に配布をいたしております平成 28 年度一般会計予算主な目別増減内訳書で、ポイントだけ説明して提案をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。歳入が性質別、歳出が目的別でございます。

4 ページの歳出からまいります。左のページというのは、この 61 と書いてあるのは予算書のページでございます。以下ずっと同じでございます。それでは 1 款 1 項 1 目、議会費でございますが、今年度は産休による人件費の減額 465 万 1000 円の減、それから議員共済組合負担金の給付分の給付負担率の減額で△599 万 3000 円、産休代替による賃金の増で 146 万円でございます。

それから 67 ページですけれども、2 款 1 項 3 目、財政管理費。対前年比較で 2658 万 6000 円、増減率で 453.8% の大幅増となっております。内容につきましては、ふるさと納税寄附金の謝礼が 2349 万 4000 円の増。それからふるさと納税事務代行業務委託料、さとふるでございます、これが 260 万円の皆増。代理納付利用料、ヤフーですね、これの増額で 54 万 9000 円ということになっております。

68 ページの 2 款 1 項 5 目、財産管理費でございます。比較欄で見ますと、8230 万円 285.7% の増額でございます。内容につきましては、庁舎空調設備工事で 420 万円、庁舎玄関スロープ移設、駐車場舗装工事 380 万円。樹木伐採は 39 万 7000 円の減。公共施設等総合管理計画策定業務が 1285 万 2000 円で皆増。下三根地区歩道設置工事、皆増、300 万円。町有建物改修工事、皆増で 400 万円。ふるさと創生積立金の増で 5498 万 8000 円。廃校管理経費ということで 242 万 9000 円の皆増でございます。

それから 71 ページの 2 款 1 項 7 目、企画費。1107 万 3000 円の増額となっております。これは ICT 機器の保守料、地域情報配信システムの皆増で 114 万 2000 円。Wi-Fi 回線使用料の皆増で 17 万 5000 円。ICT 光のまち整備委託料 1425 万 6000 円、婚活支援業務一式で 371 万円。減額で景観計画策定業務が 768 万円の皆減でございます。

それから 75 ページ、2 款 1 項 11 目、地域づくり費、地域づくり推進事業費。比較欄で 2390 万 9000 円の増額となっております。中身につきましては、地域おこし協力隊の任用期間満了による減で 1079 万 4000 円の減。写真プロジェクトで 324 万円、地域集落点検で 486 万円、地域づくり人材育成 216 万円、炭窯制作業務で 111 万 8000 円、持ち家奨励で 350 万円の増。空き家活用増 450 万円。まちづくり支援交付金で 800 万円の皆増。空き店舗活用が 149 万円減。新婚世帯家賃補助が 226 万円の増。コミュニティ活性化支援で 90 万円、地区施設整備 135 万 5000 円、新規事業になります。県移住促進センター負担金 38 万 8000 円、地域おこし協力隊起業支援 300 万円で増額となりそれぞれの計上でございます。

飛びまして 95 ページ、3 款 1 項 3 目、障害福祉費。3774 万 8000 円の増となっております。内容につきましては、自立支援医療療養介護給付費の増で 255 万円、障害福祉サービスの給付費増で 3210 万 3000 円、特定障害者特定給付費で 41 万 8000 円、障害児通所給付費の増で 324 万 7000 円でございます。

99 ページ、3 款 1 項 7 目、臨時福祉給付費でございます。3708 万 2000 円の増でございます。臨時福祉給付金につきましては、簡素な給付、住民税非課税者に対する単価が減額となったもので△699 万円、同じく平成 27 年度簡素な給付者のうち低所得者の高齢者並びに平成 28 年度中に 65 歳到達者一人当たり 3 万円ということで 3990 万円の皆増、その他の事務費で 376 万 2000 円の大幅増でございます。

101 ページの 3 款 2 項 2 目、児童運営費につきましては、比較欄で 5403 万 4000 円、19.9%、保育所運営費の増加でございます。それぞれつばさ、やまだ、ひまわりが特に多くて、入所定数に対する受け入れの増加でございます。

102 ページ、児童施設費。これが比較欄で 1 億 7588 万 9000 円。やまだ保育園施設整備費補助金の皆増で 6616 万 2000 円、ひまわり保育園皆増で 1 億 953 万 6000 円、それぞれ施設整備に対するものでございます。

飛びまして 6 ページをお願いいたします。117 ページ、6 款 1 項 3 目、農業振興費。比較欄で 361 万 8000 円でございます。内容につきましては、構造改善加速化支援事業補助金 363 万 4000 円、青年就農給付者増 300 万円、輝く園芸産地緊急支援補助金の減で△429 万 7000 円、農業生産新技術普及支援事業補助金で 84 万 9000 円の増額となります。

6 款 1 項 9 目、農業企画費でございます。対前年 742 万 6000 円の増でございます。これは主なものは、農業振興地域整備促進委員は農業振興費へ科目替で 24 万 3000 円の減でございます。それからロハスの郷づくり補助金の皆増で 1000 万円、通販サイト運営が皆減で△194 万 4000 円でございます。

6 款 2 項 3 目、林道費につきましても 546 万 9000 円の増でございます。これは林道橋梁補修設計業務委託料の皆増でございます、630 万円。広域林道除草等維持管理費が 67 万 3000 円の減となっております。

同じく 129 ページ、6 款 3 項 3 目、水産物供給基盤機能保全事業 1300 万円の増でございます。東彼杵町漁港機能保全計画作成業務委託料 1100 万円の皆増、音琴地区水域施設補修設計詳細設計業務委託料の皆増で 200 万円でございます。

138 ページにいきまして、8 款 2 項 2 目、土木費の道路橋梁費が 1432 万 3000 円の増額となっております。

おります。内容につきましては、ゾーン 30 整備工事皆増で 1500 万円、橋梁補修工事里第 2 橋皆増で 1000 万円、その他舗装補修工事は 500 万円の減、町道改良舗装工事も 500 万円の減、県道改良負担金も同じく 150 万円の減でございます。

それから 140 ページにいきまして 8 款 2 項 4 目、大野原高原線につきましては、2888 万 3000 円。これは大野原高原線改良事業費の増額、それから事業費支弁人件費の皆増で 890 万 1000 円、この辺が増額の要因でございます。

141 ページにいきまして 8 款 2 項 5 目、中尾本線につきましては、5098 万 2000 円の増となっております。これは昨年は骨格予算でございましたので、今回は新年度からの計上となりました。

それから 149 ページにいきまして、8 款 7 項 3 目、太ノ浦周辺用水対策につきましては、2441 万 6000 円の増額でございます。大野原演習場周辺障害防止事業といたしまして、平成 28 年から 29 年 2 か年の国債事業でございます。平成 28 年歳出化分でございます。

それから 154 ページにいきまして、9 款 1 項 3 目、消防施設費。比較欄で 1287 万 6000 円でございます。これは消防 7 分団詰所新築工事の皆増で 1731 万 3000 円、第 2 分団小型消防ポンプ皆減で 191 万 1000 円の減、第 3 分団小型動力ポンプ積載車皆減で 300 万円。この辺が増減の内訳でございます。

161 ページにいきまして、10 款 2 項 1 目、小学校費。△3124 万 2000 円の減でございます。内容につきましては、小学校統廃合作業部会出務謝金皆減で 219 万円の減、廃校航空写真撮影業務委託料 40 万円の減、光熱水費、廃校による減額で△207 万 4000 円、通信運搬費で 66 万 1000 円の減、スクールバス購入費皆減で 1966 万円の減。以下は、主な金額は省略をさせていただきます。

それから 8 ページにいきまして 166 ページ、10 款 3 項 1 目、教育費中学校費につきましては、1788 万 3000 円の増額となっております。内容につきましては、千綿中学校体育館屋根防水工事皆増で 1500 万円、千綿中学校物置設置工事 40 万円、千綿中学校トイレ改修工事、これは減額で 230 万円、図書管理システムバージョンアップ手数料の皆増で 108 万円、教科書改訂分で皆増となりまして 333 万 9000 円。

176 ページ、10 款 5 項 4 目、文化ホール費につきましては、対前年△1420 万 2000 円の減となっております。これは大きなものにつきましては、2 行目の舞台機構手動吊物修繕工事が皆減したものでございます。

180 ページ、10 款 6 項 1 目、保健体育総務費につきましては、比較欄で 904 万 6,000 円の増でございます。中身につきましては、町民運動会 196 万 4000 円、ロードレースが 652 万 4000 円の皆増でございます。

1 ページにいきまして、歳入でございます。15 ページの 1 款 1 項 1 目、町民税でございますが、民間の賃上げ率による若干の伸びを記載いたしております。539 万円。1 款 1 項 2 目、法人につきましては、税制改正による法人実効税率の減ということで△319 万 3000 円。

16 ページの 1 款 2 項 1 目、固定資産税につきましては、1857 万 1000 円の増。家屋につきましては、減価償却率の影響で減少割合が縮小したということで 1241 万 6000 円。償却資産でウラノ、ソフトバンク、NTT の設備投資が影響いたしまして 689 万 9000 円。これらが増額要因でございます。

17 ページの 1 款 3 項 1 目につきましては、90 万 5000 円。軽自動車税ですけれども、これは税制改正による新税率適用でございます。

以下 18 ページから 29 ページまでは地方財政計画による伸び率。これは平成 27 年度決算見込みをベースとしまして、伸び率で計上いたしておりますので詳細については省略をいたします。

30 ページの地方交付税につきましても、前年度の交付実績から事業費補正分を減額計上いたしまして、前年同額の計上となります。特別交付税も同じく前年同額を計上いたしております。

それから 33 ページの 13 款 2 項 1 目、分担金、負担金につきましても、△1889 万円でございます。やまだ保育園が認定保育園へ移行しますので、保育料が直接徴収となることで減額となります。

38 ページにいきまして 15 款 1 項 1 目、国庫負担金につきましても、4976 万 3000 円の大幅増となります。保育支弁総額の伸びで 2442 万 4000 円、障害福祉サービスの増加によるもので 1626 万円、国保基盤安定費に対するもので 655 万 5000 円でございます。

飛びまして、2 ページにいきまして、39 ページ、15 款 2 項 2 目の国庫補助金民生費でございます。比較欄 1 億 3910 万 3000 円でございます。子ども子育て支援事業交付金の増額で 855 万 9000 円、保育所等整備交付金の皆増で 9736 万 5000 円、臨時福祉給付金の増額で 3707 万 4000 円でございます。

それから同じく 4 行目の国庫補助金の土木費。これが 5116 万 6000 円の増額となっております。防衛平似田太ノ浦線は減額です、3395 万 8000 円。太ノ浦周辺用水対策で 2202 万 4000 円、大野原高原線で 1300 万円、中尾本線の皆増で 3250 万円、橋梁補修が皆増で 650 万円、ゾーン 30 も同じく皆増で 975 万円、地域住宅政策推進事業も皆増で 135 万円でございます。

43 ページの 2 行目、16 款 2 項 2 目、県補助金の民生費でございます。4305 万 1000 円。これは、やまだ保育園の施設整備に対するものです。安心子ども基金事業費補助金の皆増でございます。

51 ページ、下から 2 行目でございます。19 款 1 項 4 目、基金繰入金、ふるさと創生事業でございます。8325 万 9000 円で大幅増となっております。ICT 光のまち、写真によるプロジェクト、集落点検、まちづくり交付金、ふるさと応援寄附金、ロハスの郷、グリーンツーリズム、その他で事業費の大幅増による増額となっております。

同じく 51 ページ、19 款 1 項 5 目、地域福祉基金繰入金のつきましても 3419 万 8000 円。やまだ保育園、ひまわり保育園のそれぞれ国庫補助金の充当残に対する繰入金でございます。

60 ページ、22 款 1 項 1 目、町債、土木債につきましても、△4720 万円。内訳につきましても、大野原高原線 630 万円、中尾本線 1570 万円、平似田太ノ浦線△1380 万円、遠目中央線△5700 万円、彼杵港湾 200 万円の増。

同じく 22 款 1 項 2 目、消防債につきましても、1610 万円。7 分団詰所新築、可搬型気象観測器、それぞれ増額となっております。

同じく 22 款 1 項 3 目、総務債につきましても、町バス購入費の皆増で 330 万円。

最終ページの 22 款 1 項 4 目、臨財債につきましても、地財対策減による減額で△で 600 万円の減となっております。

詳しくは予算概要にも記載しておりますので、あとでご参照をお願いいたします。

平成 28 年度の一般会計予算書に戻っていただいて、11 ページの債務負担行為、第 2 表でございます。3 件の債務負担行為につきましても、まず上段につきましても、町内企業が中小企業振興資金を指定金融機関から融資を受ける際に、県信用保証協会が履行期間中に受けた損失について、2 分の 1 の損失補償を町が負うという契約を信用保証協会と締結するための債務負担行為でございます。

中段は、合併処理浄化槽の設置に伴います水洗便所改造資金融資に対する平成 29 年度以降に発生する利子の全額を、町が負担するという債務負担行為でございます。

下段は、太ノ浦周辺用水対策事業のゼロ国債で、平成 29 年の歳出化分の債務負担行為の計上でございます。

12 ページにいきまして、第 3 表、地方債につきましては、それぞれの事業債の借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（後城一雄君）**

これから、質疑を行います。質疑のある方。

3 番議員、岡田伊一郎君。

**○3 番（岡田伊一郎君）**

町長にお尋ねをいたします。28 年度も前年度と比較しても予算額は増えましたが、うちの脆弱な体制は変わらないということで、やはり 4 分の 1 自治というのは変わらないんですね。依存財源が少なく、国県支出金、交付税とかという大枠な組み方はどうなってますか。お尋ねをいたします。

**○議長（後城一雄君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

ほとんど毎年変わりませんが、お手元に予算概要というのを差し上げておりますけども、この一番裏ですね、一番最後のページの 16 ページというのがございます。ここを見ただけであれば歳出、右側の歳出を見ますと、例えば人件費にいくら特定財源を使って、一般財源にいくら使っているかということですけど、63%を、歳出には一般財源を使っております。町のお金を使っております。それで補助金とか起債とかいろんな町以外のいわゆる特定財源ですね、それが 36.9%。この比率は毎年変わりません。

歳入の方を見ますと、この中でほとんど同じような財源を使うわけですね、比率がですね。この財源の比率も変わりません。ですから、町税があって主たるものは交付税が主なものでございます。あとは基金繰入金というのが一番大きいのですが、今回は新繰入金が相当増えております。といいながらも、これは特定財源といいながらも一般財源ですので、どんどんこっちの方に崩していかないといけないのが一番の、その前の 15 ページを見てもらえば分かりますけども、繰入金を見ただけであればですね。昨年が 2 億 4500 万円ですけども、今回は 3 億 9100 万円ということで伸び率が 60%ぐらい増えておりますので、如何にやっぱり財源が乏しくなって特定財源に頼らなければならぬということがでております。そう言いながらも、経常収支率を書いているところがどこかにあるかと思っておりますけども、すみません、予算は無いそうですけども、ほとんど経常収支率は 80%ちょっと上がったぐらいで変更はないかと思っております。

先ほど、岡田議員が言われましたとおり、一般財源が徐々に徐々に低減して減っていております。税あたりはですね。固定資産税は耐用年数が上がると税は下がっていきます。やや今、年金受給者の方が負担をしていただいておりますので、そちらの方でいくらか支えられて、農業ではほとんど期待できない状況でございますので、引き続き厳しい財政運営じゃないかと思っております。

具体的には、また機会があれば経常収支比率あたりも出して説明をしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

他に。

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

町長にお尋ねします。今、国で 27 年の地方創生事業の一環として、新型交付金が 28 年度が新年度として実施されます。そしてそれを 5 年間というようなことで行政には指導があっているのじゃないかなと思いますけれども、うちの場合、今回の当初予算の 28 年度で新型交付金を反映した予算ということは、この中に事業か何か取り込まれているのかその辺をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは担当の方が詳しいと思いますけど、新型交付金も入っております。例えば、事業的には 4 事業ぐらい。すみません、新型交付金はまだ具体的な内容が指示をされずに、まだ申請をいたしておりません。申請ではなくて、当初予算には反映されておられません。今、申請をしております。しかし、それがことごとく駄目ということでは言われておりますので厳しい状況でございます。例えば、写真によるまちづくりプロジェクトとかロハス事業とか ICT の、いわゆるテレビチャンネルを作るとかそういうのはいいみたいですけど、全て申請中でございます。上がるか上がらないか分かりませんが、かなり厳しゅうございます。

新型交付金は、予定よりもどの市町村も厳しく査定をされるだろうと思っております。それから先行型は補正で 100%採択されておりますので、あと加速化が全く採択はできてないと思いますけれども、今から新型交付金は申請をしまして国の方から採択がおりますので、6 月の補正で具体的になるかと思っております。財源更正になるんじゃないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

交付金に係る補助金というようなそういうものには転回してないわけですね。そしたら先行型の方は今の予算にもある程度は反映してるんですか、財政的に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先行型は補正予算でやっておりますので、現在もうきております。それで新型交付金についてはですね、交付金で国が 50%みまして、残りの 50%は特別交付税で 100%みまますということですので、100%の事業なんです。ただし、それが採択されるかどうかは厳しゅうございます。本当に、どこも東京から人を呼んでくる、起業をするというのが基本姿勢ですけども、それはちょっと無理です。そういうことは。ですから何が該当するかということで、先ほど私も施政方針で言いましたとおり、石破さんが言ってるのは全く我々が言うような話じゃございません。ですから本当に該当するのかどうなるか、どこの市町村も四苦八苦だろうと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 28 号は総務厚生常任委員会に付託をいたします。

## 日程第 26 議案第 29 号 平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 26、議案第 29 号、平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 29 号、平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算。歳入歳出予算総額がそれぞれ 52 万 7000 円でございます。詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 29 号についてご説明いたします。11 ページをお願いいたします。3 歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費。土地開発基金の運用益と前年度収支残金を基金へ積み立てる予算措置が主でございます。積立金 47 万 5000 円。これがほぼ全ての歳出でございます。

6 ページをお願いいたします。2 歳入でございます。1 款 1 項 1 目、利子及び配当金。財産収入が土地開発基金運用利子で 5 万 8000 円。

9 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目、繰越金。前年度繰越金の計上でございます。46 万 5000 円。

第 1 表並びに 4 ページの事項別明細書は積み上げでございますので説明を省略します。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 29 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 27 議案第 30 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 28 議案第 31 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 29 議案第 32 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 27、議案第 30 号、平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 28、議案第 31 号、平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 29、議案第 32 号、平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 30 号、平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 2880 万円でございます。

次に、議案第 31 号、平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 9700 万円でございます。

次に、議案第 32 号、平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9900 万円でございます。

詳細につきましては健康ほけん課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

議案第 30 号、平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。

予算概要の 1 ページをお開き下さい。近年、急速な少子高齢化の進展、経済の低迷、医療費の増加等、極めて厳しい財政運営を強いられています。これらを踏まえ国民健康保険事業特別会計では、医療費適性化対策、国保税の収納率向上対策の強化、特定健康診査、特定保健指導の強化などに取り組み、健全運営に努める必要があります。平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算総額は、対前年度比 1.85%、2780 万円増の 15 億 2880 万円を計上しました。歳出予算の増額の主な要因は、介護納付金と共同事業拠出金及び保健事業費の増加によるものです。これに伴い歳入は、前期高齢者交付金、共同事業交付金、県支出金の増加が見込まれますが、保険税の税率改定を見送ったため、税収の伸びが見込めず、歳入不足を補うために昨年度に引き続き国民健康保険財政調整基金を大きく取り崩す厳しい予算編成となりました。

それでは、主な事項につきまして予算書で説明いたします。予算書の歳出 29 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、36 万 2000 円の減の 626 万 9000 円を計上しました。主なものとしましては、13 節、委託料の国民健康保険システム改修業務委託料 94 万 7000 円。同じく社会保障・税番号制度システム整備委託料 99 万 4000 円は、社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備委託料であります。14 節、使用料及び賃借料の総合行政 ASP サービス利用料 84 万 3000 円です。

31 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目、賦課徴収費につきましては、21 万 6000 円減の 266 万 3000 円を計上しました。

34 ページをお願いいたします。2 款 1 項、療養諸費。全体の総額では、前年度比 5.57%、456 万 8000 円増の総額 7 億 9800 万 2000 円を計上しました。

35 ページをお願いいたします。2 款 2 項、高額療養費につきましても、前年度比 1.26%、163 万 3000 円減の総額で 1 億 2812 万 3000 円を計上しております。

37 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目、出産育児一時金補助金が、昨年度と同単価の 1 件 42 万円の 10 件分を見込み、420 万円を計上しております。

38 ページをお願いいたします。2 款 5 項 1 目、葬祭費については、1 件 2 万円の 20 件分を見込み、40 万円を計上しております。

39 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金は、前年度比 1.25%、183 万 1000 円減の 1 億 4516 万 5000 円を計上しました。

42 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目、介護納付金は、2 号被保険者 1,064 人分の概算介護納付金として 6675 万円を計上しました。介護保険の 40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者分の納付金です。

43 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費 1 件 80 万円以上の発生による国保財政の急激な緩和を図るため、県内市町村国保事業者で拠出する高額医療費共同事業拠出金については、本町の過去 3 か年の一般被保険者の医療給付費の実績に基づき、対前年度比 22.38%、595 万 3000 円増の 3254 万 9000 円を計上しました。2 目、保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、1 件 1 円以上の医療費を県内市町村国保事業で拠出する保険財政共同安定化事業拠出金は、対前年度比 2.97%、854 万 8000 円増の 2 億 9636 万 1000 円を計上しました。

44 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費は、健診目標率を 68%に設定し、過年度の実績を考慮し、総額で対前年度比 8.75%、83 万 1000 円増の 1032 万 8000 円を計上しております。なお、健診率は、26 年度で 56.3%、27 年度 2 月末現在で 56.1%となっております。

46 ページをお願いします。すみません、47 ページですね。8 款 2 項 2 目、疾病予防費。糖尿病性腎症重症化予防に取り組むため、嘱託職員 1 名の給料、職員手当、共済費、265 万 2000 円を計上しております。疾病予防費の 19 節、負担金補助及び交付金は、人間ドック受診者は前年度比 4.89%減の 458 万 4000 円を計上しております。

戻っていただいて、歳入の 10 ページをお願いします。1 款 1 項、国民健康保険税は、現年度分の被保険者一人あたり医療費給付分 55,562 円、後期高齢者支援金分 17,598 円、介護納付金 17,058 円とし、徴収見込み率 96%乗じて、滞納繰り越し分と合わせた総額で 2 億 68 万 3000 円を計上しました。

13 ページをお願いいたします。3 款 1 項、国庫負担金。1 目、療養給付費等負担金は、療養給付費等被保険者負担額、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金のそれぞれの 32%交付されることになっており、対前年比 3.39%、8736 万 3000 円減の 2 億 4881 万 2000 円を計上しました。2 目、高額医療費共同事業負担金は、高額医療共同事業拠出金に対し 4 分の 1 が国から交付されることになっており、22.41%、148 万 9000 円増の 813 万 7000 円を計上しました。3 目、特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 1 が国から交付されることになっており、対前年度比 4.28%、6 万 9000 円増の 168 万 1000 円を計上しました。

14 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目、財政調整交付金は、定率の国庫負担では解消できない市町村間の財政力不均衡を調整するのに交付されるもので、前年度並みの 1 億円を見込み計上

しました。

15 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金は、退職被保険者の保険給付等に係る費用を、社会保険加入者との間で財政調整するために社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金であります。退職被保険者の減が見込まれるため、9.95%、605 万 1000 円減額の 5474 万 8000 円を計上しました。

16 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の加入者に係る費用について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための交付金で、対前年度比 5.64%、1661 万 3000 円増の 3 億 1130 万円を計上しております。

17 ページをお願いいたします。6 款 1 項、県負担金。1 目、高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1 が県から交付されるますので、813 万 7000 円を計上しました。2 目、特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様に特定健診及び特定保健指導に係る費用の 3 分の 1 が県から交付されますので、168 万 1000 円を計上しました。

18 ページをお願いします。6 款 2 項、県補助金。1 目、県財政調整交付金は、一般被保険者の療養給付費等の保険者負担の 9%が交付されますので、7469 万 3000 円を計上しました。

19 ページをお願いします。7 款 1 項、共同事業交付金は、歳出 43 ページで説明しました 1 目、高額医療費共同事業拠出金と 2 目、保険財政共同安定化事業拠出金とに対して交付されるもので、金額の高額医療の状況によって交付額が変わるため、総額で歳出と同額の 3 億 2891 万円を計上しました。

22 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目、基金繰入金は、保険税の減収と保険給付費の増が見込まれ、歳入不足が生じるため、財政調整基金繰入金 9046 万 2000 円を計上しました。

23 ページをお願いいたします。9 款 2 項 1 目、一般会計繰入金は、地方交付税が措置されている財政安定化支援事業分及び出産育児一時金の相当額、さらに保険基盤安定負担金国庫負担分に事務費負担分を加え、法定内繰入金として 8917 万円を計上しました。

戻っていただいて、4 ページをお願いいたします。4 ページから 7 ページまでの第 1 表及び 8 ページ、9 ページの事項別明細書の歳入歳出総括は、ただいま説明しました予算の積み上げですので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 31 号、平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

歳出 26 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目、一般管理費の委託料については、社会保障・税番号制度システム整備費 140 万 5000 円を計上しています。

29 ページをお願いいたします。1 款 3 項 1 目、介護認定審査会費。介護の認定申請が新規にあったもの及び更新に係るものを東彼地区保健福祉組合で実施しています。745 万 3000 円を計上しております。2 目、認定調査等費。認定調査員 2 名分の給与及び賃金、事務費ですが、ほぼ前年並に計上しております。

32 ページをお願いいたします。介護保険は 3 年毎に計画を見直しておりますが、平成 29 年度の計画策定にあたり、アンケート集約や計画策定業務、また、1 回の委員会を開催しております。

33 ページをお願いいたします。2 款、保険給付費は 33 ページから 41 ページになりますが、総じて平成 27 年度の給付実績を基に見込み、保険給付費の総額で、当初予算対前年比 2.1%、1755 万

7000 円増の 8 億 5353 万 5000 円を計上しました。それでは 33 ページから説明いたします。2 款 1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、1778 万円増の 3 億 2184 万円を計上しました。増の主な要因として、サービス付高齢者住宅の増加することが主な要因です。訪問介護と通所介護が増加するものと考えております。

34 ページをお願いいたします。5 目、施設介護サービス給付費。利用者減が見込まれ、減額。8 目、居宅介護住宅改修費につきましては、前年度実績が増加しており、増額計上となっております。

36 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目、介護予防サービス給付費が要支援者に対して給付する科目であります。居宅介護サービス給付費でも説明しましたが、サービス付高齢者住宅の新設があるため、訪問介護及び通所介護の増が見込まれるため、290 万円増の 4799 万円を計上しております。

37 ページをお願いいたします。2 款 2 項 6 目、介護予防住宅改修費は、実績増を勘案し、240 万円増の 360 万円を計上。7 目、介護予防サービス計画給付費は、実績増を勘案し、72 万 4000 円増の 516 万円を計上しました。

39 ページをお願いいたします。2 款 4 項、高額介護サービス等費は、平成 27 年度の実績増を勘案し、250 万 8000 円増の 1452 万円を計上しました。

40 ページをお願いいたします。2 款 5 項、高額医療合算介護サービス等費。介護保険及び医療費保険等で高額介護サービス費等で負担を軽減しても、介護と医療それぞれの負担が長期化し、重複する世帯に重い負担が残ることがあります。なお、残る介護医療の世帯負担に年単位で上限を設けて、更に負担軽減を図る合算制度となっております。

41 ページをお願いいたします。2 款 6 項、特定入所者介護サービス等費。ショートステイを含み施設利用者の居住費 1 日あたりの基準費用額は、利用者の負担段階拋出環境で決められ、食費の場合は基準額が 1,380 円となっております。低所得者の過重な負担とならないように、この額の軽減を図るためにこのサービスが設定されております。

44 ページをお願いいたします。5 款 1 項、介護予防事業費については、介護状態にならないために高齢者集いの広場等を実施しています。内容は、サロンの町版と中央並び新たな千綿地区の農村環境改善センターに集える場所を設置し、あしがない方の送迎を実施しています。閉じこもりを解消し、集い、語り、その中に転倒骨折予防体操や認知症予防訓練などを取り込みながら一日を過ごしてもらい、若さを保つことを目的としております。1 目の二次予防事業は、現在は自立して暮らしているが、近い将来、要支援、要介護になる可能性のある方を対象に事業を行うものです。2 目の一次予防事業費は、介護予防一般高齢者を対象にした施策事業を行うもので、1 目の二次予防事業と混合で事業を行っており、350 万 5000 円を計上しました。

45 ページをお願いいたします。3 目の総合事業費精算金は、国の介護制度が改正によって総合事業が始まりましたが、住所地特例者が総合事業の提供を受けたときの精算金として 20 万円を計上しました。

46 ページをお願いいたします。5 款 2 項、包括的支援事業・任意事業であります。1 目から 4 目につきましては、地域包括支援センターで行います。介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業等に係る社会福祉協議会からの派遣者 2 名分と臨時職員 1 名分の経費を計上しております。また、47 ページから 48 ページの 5 目、任意事業費につきましては、社会福祉協議会に委託して実

施をしております、13 節、配食事業費の補助対象分の委託費 75 万 8000 円及び 1 年以上在宅で寝たきりの状態、要介護 4、5 にある方の介護をしておられる方に月額 5,000 円を支給する、20 節、扶助費に 36 万円を主な費用として計上しております。

49 ページをお願いいたします。5 款 3 項 1 目、介護予防支援事業については、地域包括支援センターで行います、要支援 1、2 の方のケアプラン作成に係る経費ですが、実績の増により 36 万 6000 円、委託料 132 万 6000 円を計上しております。

50 ページをお願いいたします。5 款 4 項、保健福祉事業費の主なものは、2 項、包括的支援事業、任意事業で説明いたしました、13 節、委託料のなか配食事業費の単独分として 107 万円を計上しました。

52 ページをお願いいたします。7 款 1 項、償還金・還付加算金については、介護保険料過年度還付金が発生した時のために 10 万 1000 円を計上しております。

歳入の 10 ページをお願いいたします。歳入、1 款 1 項 1 目 1 節、現年度分特別徴収保険料は、昨年 12 月末現在の被保険者 2,555 人の年間保険料 1 億 5487 万 3000 円を基に年間異動額を推計し、昨年度より 577 万 4000 円増の 1 億 5268 万 8000 円を計上しました。また、2 節、現年度分普通徴収保険料は、1 節と同じように、12 月末の被保険者 146 名の年間保険料 822 万 1000 円を基に年間異動額を推計し、昨年度より 235 万 8000 円減の 848 万 9000 円を計上しました。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項、国庫負担金。1 目 1 節、現年度分介護給付費負担金は、保険給付費の施設サービス費 3 億 5181 万 6000 円の 15%、5277 万 3000 円と在宅サービス分 5 億 1711 万 9000 円の 20%、1 億 34 万 4000 円の合計額 1 億 5311 万 7000 円を計上しました。

13 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目、調整交付金は、歳出、2 款、保険給付費 8 億 5353 万 5000 円の 8.5%、7255 万円を計上しました。2 目、地域支援介護予防事業交付金は、歳出、5 款 1 項、介護予防事業 860 万 9000 円の 25%、215 万 2000 円を計上しています。3 目、地域支援包括任意事業交付金は、歳出、5 款 2 項、包括的支援事業・任意事業費 1205 万 2000 円の 39%、470 万円を計上しました。

14 ページをお願いいたします。4 款 1 項、支払基金交付金は、現役世代 40 歳から 64 歳の負担として健康保険の各保険者を徴収し納付したのが、支払基金交付金として交付されます。1 目、介護給付費交付金は、歳出、2 款、保険給付費 8 億 5353 万 5000 円の 28%、2 億 3898 万 9000 円が交付されます。また、2 目、地域支援事業支援交付金は、歳出、5 款 1 項、介護予防事業費 860 万 9000 円の 28%、241 万円を計上しています。

15 ページをお願いいたします。5 款 1 項、県負担金。1 目、介護給付費負担金は、国庫負担金と同様に、施設サービス給付費の 17.5%と在宅サービス給付費の 12.5%を合わせた現年度分 1 億 2428 万 3000 円を計上しました。

17 ページをお願いいたします。5 款 3 項、県補助金。1 目、地域支援介護予防事業交付金は、歳出、5 款 1 項、介護予防事業費の 860 万 9000 円の 12.5%、107 万 6000 円を計上しています。2 目、地域支援包括任意事業交付金は、歳出、5 款 2 項、包括的支援事業・任意事業費 1205 万 2000 円の 19.5%、235 万円を計上しました。

19 ページをお願いいたします。7 款 1 項、一般会計繰入金。1 目、介護給付費繰入金は、法定繰入金額として、保険給付費 8 億 3553 万 5000 円の 12.5%、1 億 669 万 1000 円を計上しました。2

目、地域支援介護予防事業繰入金は、介護予防事業費の 860 万 9000 円の 12.5%、107 万 6000 円を計上しました。3 目、地域支援包括任意事業繰入金は、包括的支援事業・任意事業費 1205 万 2000 円の 19.5%、235 万円を計上しました。4 目、低所得者保険料軽減繰入金として、基準額 6 万 4000 円の 5%分、3,420 円の第一段階人数分 155 万 6000 円を計上しました。5 目、その他一般会計繰入金は、一般事務費、賦課徴収費、認定調査費、認定審査会等の事務費として 1672 万円を計上しています。6 目、保健福祉事業繰入金は、配食事業単独分の財源として 107 万 6000 円を計上しています。

25 ページをお願いいたします。9 款 4 項 1 目、居宅介護予防サービス計画費等収入は、地域包括支援センターが行う介護予防プラン作成業務収入を見込み、実績の増により、昨年度より 32 万 4000 円増の 442 万円を計上しています。

4 ページをお願いいたします。4 ページから 7 ページまでの第 1 表及び 8 ページ、9 ページの事項別明細書、総括は、ただいま説明しました予算の積み上げですので説明を省略いたします。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 32 号、平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明いたします。後期高齢者医療特別会計は、平成 20 年 4 月から始まった 75 歳以上の後期高齢者のために設けられた特別会計であります。主な歳入は、75 歳以上の被保険者から徴収します保険料と一般会計からの繰入金であります。主な歳出は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付します事務費負担金と保険料納付金であります。本年度当初予算額は、後期高齢医療広域連合納付金に総務費等を加算した、対前年比 1.0%減の 9000 万円を計上しました。

歳出の 18 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目、一般管理費は、対前年度比 6 万 3000 円増の 878 万 4000 円を計上しました。増の主なものとしましては、12 節、役務費の総合行政システムサポート料 19 万 5000 円、13 節、委託料の健康診査委託料 398 万 1000 円、14 節、使用料及び賃借料の総合 ASP サービス利用料 116 万 7000 円、19 節、人間ドック検診補助金 254 万 7000 円は昨年同様の 80%の補助をいたします。

20 ページをお願いいたします。2 款 1 項、後期高齢者医療広域連合納付金は、1 目、保険料等納付金は、被保険者から徴収します後期高齢医療現年度保険料等 5281 万 6000 円と、低所得者軽減を補填するため県から交付される後期高齢者医療保険基盤安定基金交付金として繰入れた 3175 万 9000 円を合わせて広域連合に納付するもので、対前年 106 万円減の 8457 万 5000 円を計上しております。2 目、事務費負担金は、広域連合の運営費用を構成する 21 市町から市町の希望に応じて負担するもので、広域連合から通知があった 445 万 8000 円を計上しております。

戻っていただいて、歳入の 8 ページをお願いいたします。歳入、1 款 1 項、後期高齢者医療保険料は、2 年毎に保険料改定を行い、広域連合賦課決定を行うことになっております。28 年度は、前年度と同様の均等割額 46,800 円、所得割率 8.8%となっております。1 目、特別徴収保険料は年金から直接徴収するもので、広域連合から通知がありました対前年比 158 万 5000 円減の 4225 万 3000 円を計上しております。2 目、普通徴収保険料は、対前年度比 43 万 1000 円減の 1055 万 1000 円を計上しました。

11 ページをお願いいたします。4 款 1 項、一般会計繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金、予備費等に充当するため一般会計から繰り入れるもので、対前年

比 18 万 8000 円減の 3937 万 5000 円を計上しました。

17 ページをお願いいたします。6 款 5 項 4 目、雑入の健康診査委託料は、健康診査委託料及び郵券代等の経費として広域連合から交付されますので 414 万 6000 円を、また、人間ドック検診補助金 254 万 7000 円は、事業費の 100%が広域連合から交付されます。

戻っていただきまして、4 ページから 5 ページの第 1 表及び 6 ページから 7 ページの事項別明細書は、ただいま説明しました予算の積み上げですので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わりますが、すみません、金額が大きいものですから間違っただけで申し訳ありませんでした。よろしくをお願いいたします。

**○議長（後城一雄君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

2 番議員、吉永秀俊君。

**○2 番（吉永秀俊君）**

30 号、国民健康保険について、ちょっと町長に一点だけお伺いしたいと思います。今回、国民健康保険税の値上げを見送られたということなんですけども、去年でしたか、3 年連続国民健康保険税の値上げをしないとなかなか厳しい状況にあるということで、基金もあまりないということだったんですけれども、今回値上げを見送って、我々も町民の皆さんには 3 年連続国保が上がりますよということをお話していたんですけども、今回その基金が 9000 万円ですか、たぶん国保財調もこれで 1 億円切るような状況になるんじゃないかと思っておりますけども、どういうふうな方針で値上げを見送られたのかですね、お伺いしたいと。

**○議長（後城一雄君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

これはですね、先ほどの私の施政方針に書いていたと思うんですけども、4 ページの 5 番の保健医療福祉計画から 10 行目あたりですけども、国民健康保険についてもというところの 3 行目ぐらいですか、国民健康保険事業は保険税が引き上げの予定でありましたが、療養給付費、療養費並びに高額医療費等のすべてで黒字決算見込みとなった関係で、引き上げをしなくて良いようになりました。そして先ほど、補正予算で 6000 万円の基金取り崩しを戻しましたので、総額 1 億 6000 万円ですかね、1 億 6000 万円ぐらいが基金が残ります。そうしますと、来年度は予備費が 2000 万円ぐらい、それから繰越金が 2000 万円ぐらいありますので、2 億円近くの金が残りますので、後 2 年間、1 億円、1 億円ぐらいで充てれば 30 年の統合には十分お金が足りるのかなということで、上げなくて良いということになりますので、たぶん来年もその次も上げなくて良いだろうと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（後城一雄君）**

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号は、総務厚生常任委員会

に付託をいたします。

- 日程第 30 議案第 33 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 34 号 平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 30、議案第 33 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算、日程第 31、議案第 34 号、平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 32、議案第 35 号、平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 33、議案第 36 号、平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、以上 4 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 33 号、平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 2884 万 3000 円と定めるものでございます。

次に、議案第 34 号、平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4100 万円でございます。

次に、議案第 35 号でございます。平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1010 万円でございます。

次に、議案第 36 号、平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2560 万円でございます。詳細につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは、町長に代わり説明します。議案第 33 号、簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業は、現在、給水人口 8,243 人、給水率 98.1%であります。一部にまだ未普及地区を残しておりますが、計画的に解消に向けた取り組みを続けてまいります。冒頭から大型事業として説明をしておりますが、26 年度から統合簡易水道事業、彼杵簡易水道、千綿簡易水道、太ノ浦簡易水道事業基幹改良を進めております。最終年度 3 か年目を迎えまして、国庫補助を活用した連絡管の布設、配水管の老朽管の更新、これを進めてまいる予定であります。併せまして、次年度 4 月からは公営化企業に向けた取り組みを推進してまいります。

それでは予算書の内容で、説明を補足させていただきます。23 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、現在、職員 6 名でございます。嘱託 2 名を含めまして人件費、その他管理費等を含めまして 4660 万 4000 円を計上しております。前年比 1548 万円の減額でございます。

24 ページをお願いします。資産評価の業務につきましては、昨年、坂本地区、赤木地区、中尾地

区、蕪地区、川内、中岳地区を主に実施をしました。残ります年度で言いますと、24年からの事業が資産整備残っております。その内容を次年度実施したいと思っております。

26ページをお願いします。1款2項1目、給水費につきましては、水道施設の維持管理に要する経費6665万6000円を計上しております。主なものは、各ポンプの電気料、修繕費、需用費、各種の委託料になります。8年毎に取替を義務付けをされております、量水器の取替工事。前年とほぼ同額であります。総額で1万3000円の減額となっております。内容につきましては、量水器の取替え件数が、前年789件ございました。年々累計の数は、取替える数は違うんですけども、予算に計上しております件数は214件を計上しております。また、需要費における修繕の内容なんですけども、滅菌機の交換でありますとか、排水量が計測できないところについては排水流量計の交換など計画しております。

次、28ページをお願いします。2款1項1目、建設改良費であります。公共下水道に伴う水道管の布設替工事、箇所的には千綿宿になろうかと思っておりますが、約803m、4764万円の計上をしております。2目、統合簡易水道事業は、国庫の継続補助事業であります。補助率は3分の1であります。隣接する地区から水の融通ができるように、連絡管の整備をする改良事業費として3億6852万3000円を計上しております。

29ページ、15節、工事請負費は3億6216万6000円であります。工事の主な内容を申し上げます。取水ポンプの増強、地区で申し上げますと中尾地区、中岳地区、蕪地区。送水ポンプの増強、蕪地区、一ツ石地区。中尾にはポンプ井と申しまして、ポンプの小さなポンプ井なんですけども、それを1か所。それと中央監視装置の、各施設から役場までの監視の施設なんですけど、これを役場から中尾地区、役場から蕪配水池、同じく役場から中岳配水池までのものを整備をしたいと思っております。配水管への連絡管につきましては、そのぎカステラセンターから赤木地区の連絡管、約280mであります。中岳春木バス停からコスモス苑付近、これも約300m。中岳鹿ノ丸池から平似田の高区配水池、これが約2,000mの連絡管であります。それと高峰公民館から千綿配水池まで、これが約720m。蕪地区の山道さん宅付近ですかね、これから木場配水池付近、これが約220mぐらいの連絡管を予定をしております。これが事業内容であります。次、3目、彼杵簡易水道基幹改良事業。これは老朽管の更新の事業であります。1,771mを計画をしております。15節の工事請負費の内容につきましては、1億5343万1000円を計上をしております。

次に30ページをお願いします。4目、千綿簡易水道基幹改良事業。こちらも老朽管の更新。延長につきましては、1,603mを計画をしております。事業費、工事請負費につきましては、5276万5000円を計上しております。こちらの工事内容につきましては、瀬戸の瀬戸公民館付近から町道早稲田線、宮田線、国道方向に向かう約750m。次に平似田の塩屋線から川尻さん付近の約360m。駄地郷になりますけども、千綿の加工所から高速のパーキングに向かう約500mを計画をしております。

次、31ページをお願いします。太ノ浦の基幹改良事業。同じくこれも老朽管の更新を行う事業になります。こちらの工事内容は、太ノ浦のバス停から琴平神社まで約900mの工事の内容を計画をしております。

次に32ページ。3款1項、公債費につきましては、起債償還の元金及び利子の規定額分を計上しております。

次に歳入、10ページに戻っていただきまして、1款1項1目、水道使用料であります。基本料金

につきましては、27年12月の給水件数3,179件。10tを超える超過料につきましては、前年度実績を基に水道使用料1億3790万2000円、15万円の増で計上しております。

12ページ。2款、国庫支出金につきましては、歳出で説明しました統合簡易水道事業及び基幹改良事業に関わる補助金でございます。

17ページをお願いします。7款1項1目の繰入金につきましては、説明欄に記載しているそれぞれの事業に伴う工事や補償費の残額及び起債の償還分等を一般会計から7526万4000円、繰入れをお願いするものであります。

18ページをお願いします。7款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、財源不足分を水道事業会計の財政調整基金から2000万円繰入れることを計画をしております。

21ページをお願いします。雑入につきましては、公共下水道事業工事に伴う水道管布設工事に関わる補償費であります。1190万8000円を計上しています。

22ページをお願いします。10款1項、水道事業債は、歳出で説明しました建設に関わる簡易水道事業債、辺地対策事業債を計上しています。

戻っていただき、7ページの2表。地方債の限度額、償還の方法を記載しております。

4ページから6ページ及び8ページから9ページは積み上げでございます。説明を省略させていただきます。簡易水道の予算については、以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして34号、農業集落排水事業でございます。農業排水事業は、中尾地区においては処理戸数23戸全ての接続が完了しております。西部地区においては処理戸数132戸に対して、接続戸数が114戸、86%であります。西部地区については、更に、接続推進を図っていかねばなりません。そういう中で施設の維持管理については、施設の部品の交換であるとか施設の長寿命化に関わるものを整備をしていかねばなりません。そういう中で予算の内容について説明をさせていただきます。

16ページからをお願いします。1款1項1目、一般管理費につきましては、一般事務費計上させていただきます。

次に17ページ。1款2項1目、排水費につきましては、施設の維持管理に要する経費であります。主なものは、処理施設の光熱水費、処理施設の運転管理業務委託費1345万3000円を計上しています。前年に対しまして101万9000円増であります。増の内容については、11節、需要費で汚泥引き抜きポンプ、処理場に設置しているものですが、その修繕費でありますとか通報装置の電池の交換を計画をしております。

次に19ページをお願いします。2款1項、公債費につきましては、起債の償還金2027万7000円で既定の元利償還額648万5000円を計上しております。

戻りまして、歳入の2款1項1目、使用料につきましては、9ページをお願いします。昨年12月の実績から、中尾地区26件と西部地区129件分の690万1000円を計上しております。

11ページをお願いします。4款1項1目、一般会計繰入金につきましては、28年度総額4100万円に対しまして、使用料などを差し引いた分3405万5000円を一般会計から繰入をお願いするものでございます。

戻りまして、4ページ、5ページ第1表及び6ページ、7ページの事項別説明書につきましては、積み上げでございます。説明を省略させていただきます。

続けさせていただきます。漁業集落排水事業、議案第 35 号でございます。漁業集落排水事業の予算につきましては、生活環境と閉鎖性海域である大村湾の水質改善に寄与していることで、処理戸数 84 戸の内、接続戸数は 69 戸であります。接続率 82%であります。さらに接続の推進を図っていかねばならないということではありますが、農集と処理場を共有している、同じく機器整備でありますとか、施設の長寿命化を図るため、設備の整備を図っていかねばなりません。予算書の方で内容を説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目、16 ページをお願いします。一般管理費は同じく事務費を計上しております。

17 ページ、1 款 2 項 1 目、排水費につきましては、施設の維持管理に要する経費であります。農業集落と按分した西部クリーンセンターの光熱水費、処理施設運転委託業務 649 万 1000 円を計上しております。前年度比較 186 万 4000 円の増となっております。

次に 19 ページ、2 款 1 項、公債費につきましては、起債の償還金で既定の元利償還額を計上しております。

戻りまして、次に 9 ページ、2 款 1 項 1 目、使用料についてお願いします。使用料につきましては、利用戸数 76 戸、251 万 1000 円を計上しております。

11 ページ、4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、28 年度総額 830 万円に対し、使用料など差し引いた額 757 万 3000 円の繰入れをお願いするものでございます。

戻りまして、4 ページ、5 ページの第 1 表及び 6 ページ、7 ページにつきましては、積み上げでございます。説明を省略をさせていただきます。

最後に、議案第 36 号、公共下水道でございます。公共下水道は、公共用水域の保全と生活向上のため、27 年度末の整備面積は縮小しました面積 160ha の内、133.3ha となる予定であります。現在までの処理戸数 1,018 戸、接続戸数は 722 戸になっております。接続率は 71%であります。概要でもご説明しましたとおり、本年度は第 3 期認可区域である千綿地区の整備を推進してまいりますと共に、第 2 期認可区域については蔵本地区等の面的整備を進めてまいります。

予算書の方をお願いします。20 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、人件費及び業務費として 2203 万 3000 円を計上しております。前年に比べ 566 万 9000 円の増となっております。主な要因ではありますが、3 年毎の管渠台帳を整備を行います。委託費に、業務委託費の中に管渠整備台帳の整備費用を計上をさせていただいております。19 節、負担金補助及び交付金は前年比 12 万 6000 円の増であります。処理場管理に関わる職員研修負担金の計上によるものであります。

22 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目、排水費に 3283 万 7000 円を計上をしております。処理場の運転管理に関わる経費であります。前年比 135 万 1000 円の増となっております。主なものは、11 節、需用費の修繕費で、中継ポンプの整備や機能低下した中継ポンプのケーブル交換等を行う予定であります。13 節、委託料については、処理場の維持管理委託料、水質検査、汚泥処分の委託料などであります。

次に、24 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、下水道建設費につきましては、13 節の管渠実施設計業務、集落内の開削工事で影響が出ると想定される家屋の事前調査及び起工設計の業務委託費を計上しております。15 節につきましては、工事請負費につきまして開削工事、舗装復旧工事などあります。開削工事につきましては、約 863m。舗装復旧工事は、国道の復旧舗装工事でありま

す。主な工事箇所になります。開削工事につきましては、千綿宿内の開削工事であります。蔵本地区につきましては、国道のコメリの国道付近の約 60m を計画しております。舗装工事につきましては、蔵本地区、東町地区の国道の舗装工事を計画をしております。

25 ページをお願いします。污水管布設に伴う水道管の補償工事の費用でございます。

次に、26 ページをお願いします。3 款 1 項、公債費につきましては、起債償還金の既定の額を計上しております。

次に戻っていただき、10 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、下水道の事業の負担金でございます。28 年度の分割納付予定分 20 件と 28 年度増加 21 件を見込んで、229 万 6000 円を計上しております。

11 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、使用料につきましては、28 年度 1 月の接続戸数 903 戸と、28 年度新規接続の見込みを計上しまして、3550 万 5000 円を計上しております。

13 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、下水道国庫補助金につきましては、今年度の補助事業実施計画 1 億円に対する補助額 5000 万円を計上しております。

14 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、28 年度の総額 3 億 2560 万円に対し、国庫補助金、事業債、繰入金、受益者負担金、使用料などを差し引いた残額 1 億 5772 万 9000 円の繰入をお願いするものであります。

19 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、下水道事業債につきましては、事業費の補助残額分に対しまして既定の充当額を投じた額を事業債として借り入れる 8000 万円を計上しております。

戻りまして、6 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金利子補給事業補助金でございますが、28 年度につきまして 7 年契約した場合の利子返済額を想定します。平成 29 年から 33 年までの債務負担行為を設定したものであります。

7 ページ、第 3 表、地方債につきましては、起債借入の限度額、償還の方法などを定めたものであります。

4 ページ、5 ページ及び 8 ページ、9 ページについては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 36 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 34 陳情第 3 号の 1 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める  
陳情書

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 34、陳情第 3 号の 1、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

ただいま議題となっています陳情第 3 号の 1 は総務厚生常任委員会に付託します。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど、浪瀬議員から指摘がありました環太平洋の件ですけども、正式にしておかないと思うてですね。環太平洋と経済の間に戦略的に入れて欲しいんです。正式にした方がいいかなと思って、すみません。

○議長（後城一雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散 会（午後 4 時 55 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 28年 12月 8日

議 長 後城 一雄

署名議員 橋村 孝彦

署名議員 立山 裕次